

静岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年静岡県条例第23号）第6条の規定により、静岡県の人事行政の運営状況の概要及び人事委員会の業務の状況を公表する。

令和6年10月29日

静岡県知事 鈴木康友

I 静岡県人事行政の運営等の状況の概要

1 任免及び人数に関する状況

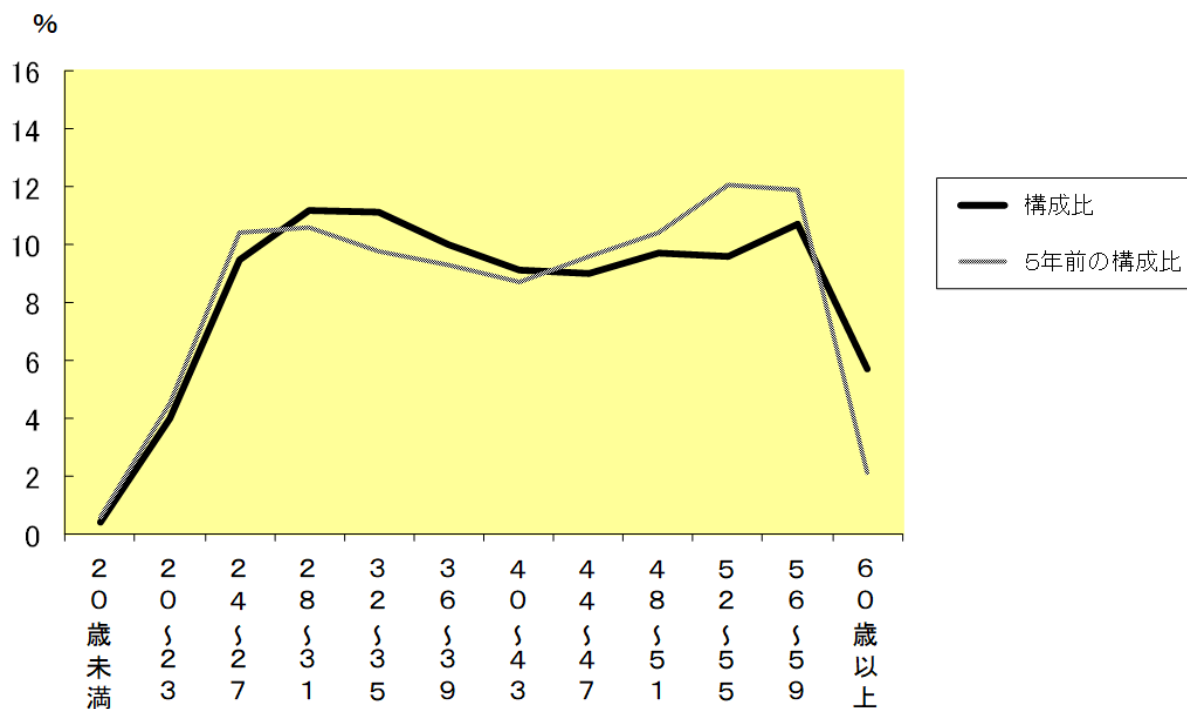
(i) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	議会	41	41	±0	<ul style="list-style-type: none"> ・東アジア文化都市2023静岡県の終了など ・児童相談所体制強化など ・新型コロナウイルス感染症対応の見直しなど ・スタートアップ支援の拡充など
	総務	984	971	▲13	
	税務	455	459	+4	
	民生	544	550	+6	
	衛生	780	763	▲17	
	労働	144	147	+3	
	農林水産	1,267	1,264	▲3	
	商工	355	361	+6	
	土木	1,119	1,119	±0	
	計	5,689	5,675	▲14	
	教育部門	19,349	19,213	▲136	・児童数減少に伴う教職員の減員など
	警察部門	7,038	7,064	+26	・欠員の解消など
	小 計	32,076	31,952	▲124	(参考：人口10万人当たり職員数 890人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病院	1,222	1,218	▲4	
	水道	45	45	±0	
	下水道	20	20	±0	
	その他	135	132	▲3	
	小 計	1,422	1,415	▲7	
合 計		33,498 [33,943]	33,367 [33,763]	▲131 [▲180]	(参考：人口10万人当たり職員数 929人)

(注1) 職員数は一般職に属する職員数である。

(注2) []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～22歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	132人	1,322人	3,157人	3,753人	3,705人	3,327人	3,047人	3,012人	3,240人	3,190人	3,571人	1,911人	33,367人

(3) 採用及び退職の状況（令和5年度）

部門	区分	採用 (人)	離職(人)								合計
			退職					免職		失職	
			定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒		
一般会計	知事部局等	244	15	25	164	3			1		208
	教育関係	716	175	76	347	12	292		6	1	909
	警察関係	290	0	10	220	2	34		3		269
	小計	1,250	190	111	731	17	326		10	1	1,386
特別会計	病院	83	3	2	78						83
	病院以外										
	小計	83	3	2	78						83
合計		1,333	193	113	809	17	326		10	1	1,469

(注1) 採用は、令和5年4月2日から令和6年4月1日の間に採用した者の人数である。

(注2) 退職は、令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に退職した者の人数である。

(4) 障害者の雇用状況（令和5年度）

区分	令和5年度				
	① 対象職員	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 法定雇用率
静岡県	6,415.0	170.0	2.65	0.0	2.6
教委	16,006.5	329.0	2.06	71.0	2.5
警察	938.5	29.5	3.14	0.0	2.6
がん	891.5	24.0	2.69	0.0	2.6

- (注) 1 「静岡県」には知事部局のほか、企業局及び議会事務局を含みます。
 2 ①欄の「対象職員数」とは、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数です。
 ・「対象職員数」＝（常時勤務する職員＋短時間勤務職員×0.5）－除外職員等
 3 ②欄の「障害者数」は、障害者手帳等を所持している職員のうち障害者雇用率の調査に同意した職員の総数です。
 ・「障害者数」＝「常時勤務する職員のうち障害のある職員A」＋「短時間勤務職員のうち障害のある職員B」
 ・A＝（身体障害者数＋知的障害者数＋精神障害者数）＋（重度身体障害者数＋重度知的障害者数）×2
 ・B＝（身体障害者数＋知的障害者数＋精神障害者数）×0.5＋（重度身体障害者数＋重度知的障害者数＋精神障害者数＊）
 ＊精神障害者である短時間勤務職員の特例に該当する者
 4 ③欄の「実雇用率」とは②「障害者数」を①「対象職員数」で除し、100を乗じた数です。（小数点以下第3位を四捨五入）
 5 ④欄の不足数とは、①「対象職員数」に⑤「法定雇用率」を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②「障害者数」を減じた数です。

(5) 女性職員の管理職への登用状況

（令和6年4月1日現在 単位：人）

区分		総登用数（A）	うち女性数（B）	割合B/A（％）	
知事部局等	部長級	66	3	4.5%	
	局長級	102	10	9.8%	
	課長級	616	106	17.2%	
	計	784	119	15.2%	
教育	教育委員会	部長級	5	0	0.0%
		局長級	5	0	0.0%
		課長級	57	17	29.8%
		計	67	17	25.4%
	教員	校長	561	132	23.5%
		副校長	123	33	26.8%
		教頭	605	192	31.7%
		計	1,289	357	27.7%
警察	参事官級	37	0	0.0%	
	所属長・管理官級	167	4	2.4%	
	計	204	4	2.0%	

*警察については、部長級職員は全て国家公務員であるため除いている。

(6) 再任用職員の状況 (令和6年4月1日現在 単位：人)

	フルタイム勤務	短時間勤務				合計
	週38時間45分	週30時間	週31時間	週23時間15分	週19時間25分	
知事部局等	272	2	18	17		309
教育委員会	753				335	1,088
警察本部				40		40
合計	1,025	2	18	57	335	1,437

(7) 定年前再任用短時間勤務職員の状況 (令和6年4月1日現在 単位：人)

	短時間勤務			合計
	週31時間	週23時間15分	週19時間25分	
知事部局等	3	2		5
教育委員会			33	33
警察本部		5		5
合計	3	7	33	43

(8) 定員管理の数値目標及び進捗状況

- ・平成29年度より職員数の削減による取組を改め、生産性の向上の観点から、総労働時間の削減を新たな指標として取り組んでいる。
- ・簡素で能率的な組織体制の構築を目指し、引き続き適正な定員管理に努める。

総労働時間の抑制（毎年度、前年度以下に抑制）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総労働時間	13,113,982	13,247,810	13,522,710	13,791,508	13,973,042	13,891,015

※ 総労働時間（正規職員数×所定労働時間＋時間外勤務時間＋非正規職員の労働時間）

2 人事評価の状況（令和5年度）

区分	概要
知事部局等	職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握する人事評価制度の運用を平成28年4月から開始し、人事評価の結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することで、職員の意欲の向上と人材育成を促進し、組織力の向上を図っている。
教育委員会	職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた実績を把握した上で行う人事評価制度を実施しており、その結果を給与等の人事管理の基礎としている。
警察本部	職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた実績を把握した上で行う人事評価の結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎としている。

3 給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) R4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
R5年度	3,606,469	1,250,356,192	7,339,239	289,972,974	23.2	22.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
R5年度	32,090	135,470,365	31,736,925	56,103,307	223,310,597	6,959

(注1) 職員手当には退職手当を含まない。

(注2) 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である（常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が1月に18日未満の臨時講師を除く）。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

【参考】

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
R5年度	33,182	135,470,365	31,736,925	56,103,307	223,310,597	6,857

(注) この表は、(2)の給与費計には臨時講師分が含まれており、職員数には(2)注2に示すとおり、一部の臨時講師分は含まれていないため、令和5年4月1日現在で該当する478人を含んで算出したものである。

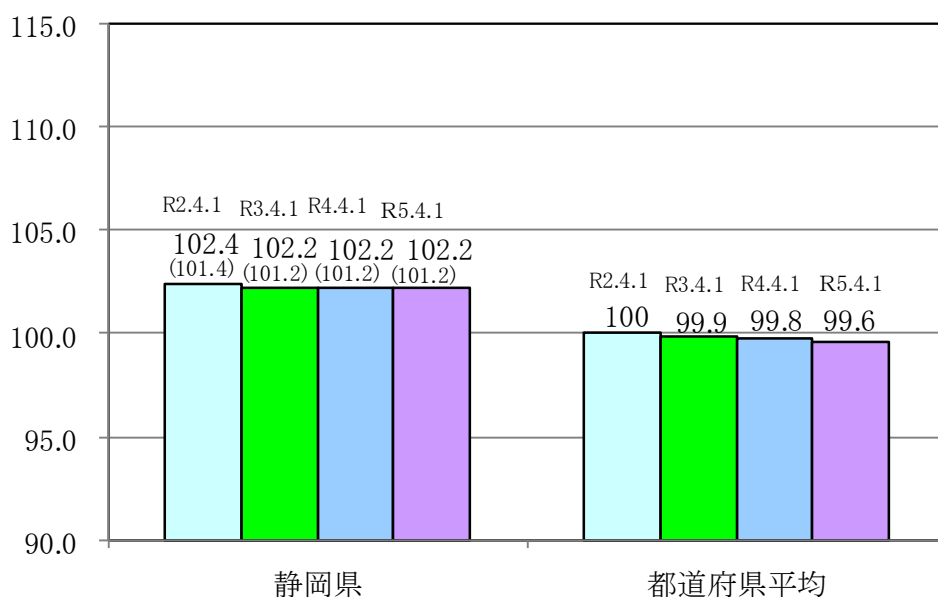
(3) 平均給与月額（他の都道府県との比較）

（令和5年4月1日現在）

順位	都道府県	R5 平均給与月額（円）	R4 平均給与月額（円）	R5-R4 差額（円）
1	東京都	398,086	398,502	△416
2	神奈川県	381,122	384,072	△2,950
3	兵庫県	377,233	377,354	△121
6	三重県	369,671	372,166	△2,495
7	静岡県	368,193	368,926	△733
	国	404,015	405,049	△1,034

(注) 「平均給与月額」とは、給料月額と諸手当月額(扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、特勤手当、管理職手当、寒冷地手当)を合計したものである。

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

【主な理由】

本県では、人事委員会勧告に基づき、職員の給与水準を民間の給与水準と均衡させるため、給料表の給料月額に一定率を乗じて水準調整しているため。

【改善の見込み】

令和元年度より50歳台後半層の職員の昇給抑制措置を実施しており、来年度以降のラスパイレス指数を引き下げる要因となる。

(5) 給与改定の状況

① 月例給

区 分	人事委員会の勧告			
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)
R6年度	円 391,494	円 381,506	円 9,988 (2.62%)	% 2.61

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

② 特別給

区 分	人事委員会の勧告			
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)
R6年度	月 4.60	月 4.50	月 0.10	月 0.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(6) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

【給料表の改定実施時期】

平成27年4月1日

【内容】

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については引下げなし。高齢層については最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）※普通会計ベースにより算出

【制度完成時の支給割合】

国基準4.0%に対し、静岡県においては3.7%を支給。

【見直しの実施時期】

平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は3.4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し3.6%を支給。平成28年4月1日時点は3.6%、給与改定後は平成28年4月に遡及し3.7%を支給。

【参考】

	各年度の支給割合										
	平成26年度	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		4月1日時点	遡及改定後								
国基準による支給割合※1	3.7%	3.9%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.1%	4.0%	4.0%
静岡県の支給割合	3.0%※2	3.4%	3.6%	3.6%※3	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%

※1 国基準による支給割合は、国における地域手当の異動保障を加味したものである。

※2 平成26年4月1日現在の支給割合。平成26年10月の人事委員会勧告に基づき、3.4%に改定済み。

※3 平成28年4月1日現在の支給割合。平成28年10月の人事委員会勧告に基づき、3.7%に改定済み。

③その他の見直し内容

人事委員会勧告に基づき、扶養手当について、子育て支援・世代間の給与配分の見直しの観点から支給額を改定。管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当については、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(7) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
静岡県	42.7歳	333,463円	433,607円	371,183円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
静岡県	53.3歳	103人	289,269円	340,532円	309,944円	-	-	-	-
うち用務員	56.1歳	45人	310,346円	341,369円	332,011円	用務員	-	-	-
うち運転手	61.3歳	15人	269,817円	348,438円	287,467円	自家用乗用自動車運転手	58歳	331,868円	105.0
うちその他技能労務職	45.3歳	43人	273,997円	336,898円	294,577円	-	-	-	-

(注1) 民間データは、静岡県人事委員会が行った「令和5年職種別民間給与実態調査」において

公表されているデータを使用している。

(注2) 職種別民間給与実態調査における調査対象従業員は、常時勤務する従業員のうち、期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者を除いている。

③ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
静岡県	44.0歳	383,252円	442,977円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
静岡県	42.1歳	367,084円	415,004円

⑤ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
静岡県	38.9歳	342,200円	461,012円	379,231円

(注1) 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

(注2) 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(8) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分	静岡県	国
一般行政職	大学卒	196,200円
	高校卒	166,600円
技能労務職	高校卒	—
	中学卒	—
高等学校教育職	大学卒	—
	高校卒	—
小・中学校教育職	大学卒	—
	高校卒	—
警察職	大学卒	227,600円
	高校卒	191,800円

(9) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大学卒	283,954円	369,218円	393,566円	406,098円
	高校卒	250,914円	326,300円	356,526円	384,453円
技能労務職	高校卒	226,017円	—	—	315,308円
	中学卒	—	—	—	—
高等学校 教育職	大学卒	337,654円	420,585円	433,049円	444,269円
	高校卒	267,655円	—	383,951円	404,212円
小・中学校 教育職	大学卒	333,472円	411,477円	427,915円	434,358円
	高校卒	—	—	—	—
警察職	大学卒	294,870円	392,280円	421,827円	426,682円
	高校卒	275,470円	356,962円	399,697円	419,447円

(注1) 上記集計のうち、次に示す区分については、該当者が3人以下のため、前後1年の実績を加算、平均して算出している。

- ・技能労務職・高校卒の経験年数10年
- ・高校教育職・高校卒の経験年数10年、25年及び30年

(注2) 該当者がいない場合または前後1年の実績を加算しても該当者が3人以下の場合は、「ハイフン(—)」としている。

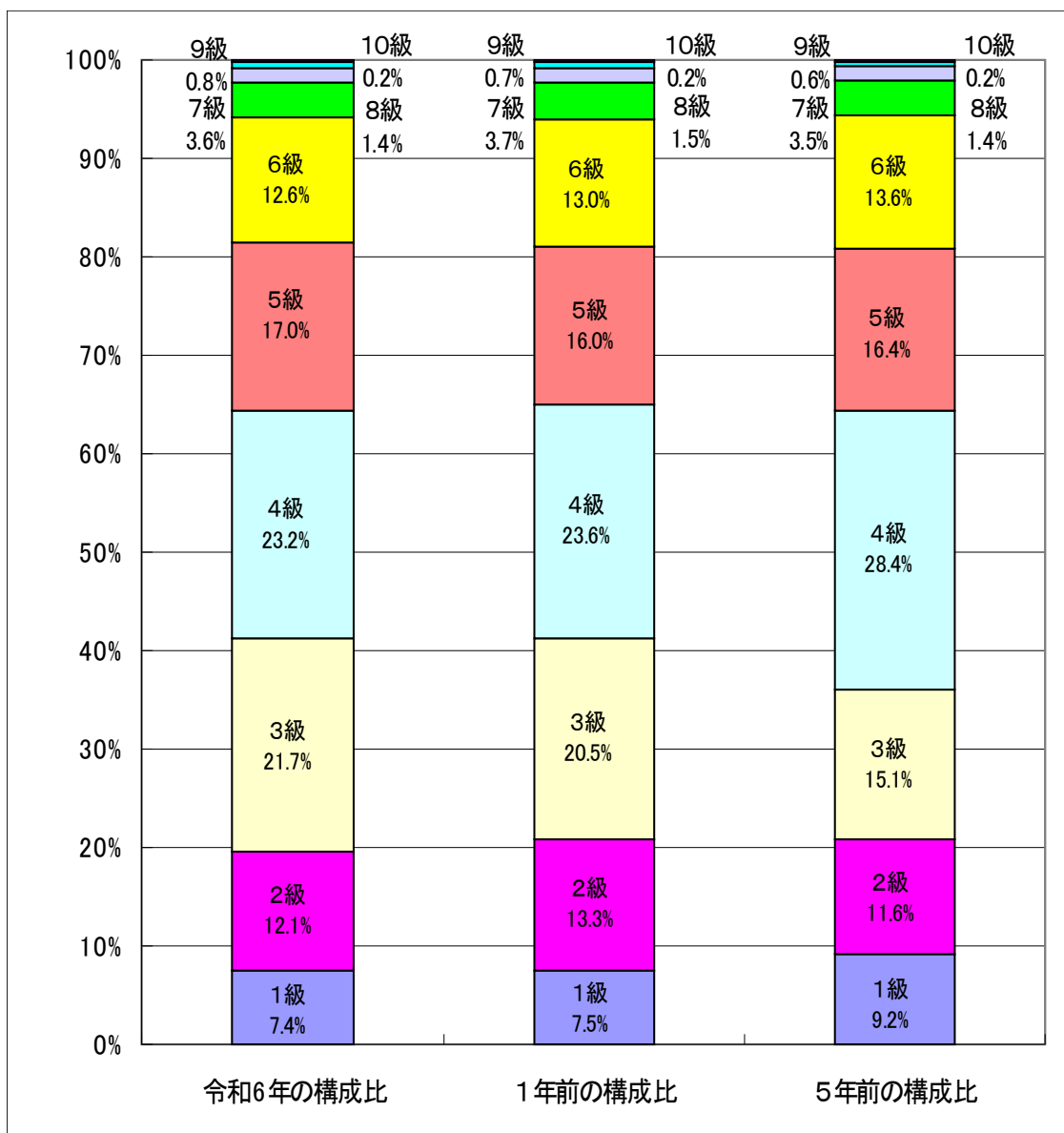
(10) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
10 級	本庁の部長	14 人	0.2 %	532,986 円	571,501 円
9 級	本庁の部長代理	49 人	0.8 %	468,592 円	538,896 円
8 級	本庁の局長	90 人	1.4 %	418,054 円	478,883 円
7 級	本庁の課長	223 人	3.6 %	372,407 円	454,633 円
6 級	本庁の参事 本庁の課長代理	785 人	12.6 %	329,206 円	419,073 円
5 級	班長、主幹	1,060 人	17.0 %	300,983 円	403,484 円
4 級	副班長、主査	1,448 人	23.2 %	276,733 円	392,480 円

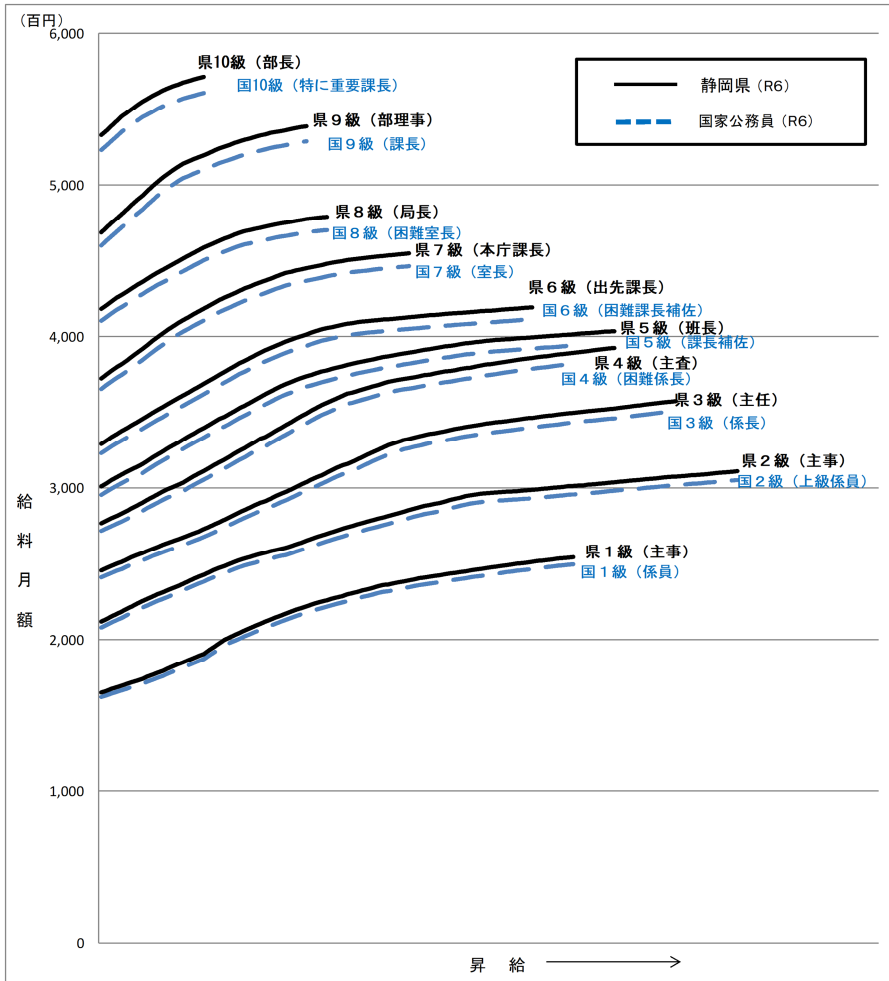
3 級	主任	1,355 人	21.7 %	245,453 円	357,633 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師	756 人	12.1 %	211,931 円	310,968 円
1 級	定型的な業務を行う主事、技師	462 人	7.4 %	165,163 円	254,113 円

(注1) 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

(注2) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(11) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(12) 昇給への勤務成績の反映状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(13) 期末手当・勤勉手当

静岡県	国
1人当たり平均支給額 (R5年度) 1,713千円	—
(R5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ (一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(14) 退職手当 (令和6年4月1日現在)

静岡県	国	
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 3,160千円	勸奨・定年 24.586875月分 33.27075月分 47.709月分 47.709月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。定年引上げ前の定年年齢に達した日以後、非違によることなく退職した場合は「定年」とする。

(15) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）		5,299,257千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）		161,800円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
静岡市	3.7%	7,135人	6%
浜松市	3.7%	3,414人	3%
沼津市	3.7%	2,332人	6%
熱海市	3.7%	367人	0%
三島市	3.7%	877人	3%
富士宮市	3.7%	1,054人	3%
伊東市	3.7%	445人	0%
島田市	3.7%	945人	0%
富士市	3.7%	2,180人	3%
磐田市	3.7%	1,778人	6%
焼津市	3.7%	1,057人	3%
掛川市	3.7%	1,322人	3%
藤枝市	3.7%	1,764人	3%
御殿場市	3.7%	780人	6%
袋井市	3.7%	989人	3%
下田市	3.7%	471人	0%
裾野市	3.7%	450人	15%
湖西市	3.7%	563人	0%
伊豆市	3.7%	267人	0%
御前崎市	3.7%	209人	0%
菊川市	3.7%	472人	0%
伊豆の国市	3.7%	725人	0%
牧之原市	3.7%	451人	0%
東伊豆町	3.7%	96人	0%
河津町	3.7%	47人	0%
南伊豆町	3.7%	67人	0%
松崎町	3.7%	93人	0%
西伊豆町	3.7%	43人	0%
函南町	3.7%	275人	0%
清水町	3.7%	247人	0%
長泉町	3.7%	254人	0%
小山町	3.7%	175人	0%
吉田町	3.7%	260人	0%
川根本町	3.7%	74人	0%
森町	3.7%	179人	0%

埼玉県さいたま市	15%	1人	15%
東京都特別区	20%	40人	20%
東京都府中市	15%	2人	15%
東京都小平市	16%	3人	16%
千葉県千葉市	15%	1人	15%
神奈川県川崎市	16%	3人	16%
山梨県甲府市	6%	1人	6%
石川県金沢市	3%	2人	3%
大阪府大阪市	16%	3人	16%
新潟県新潟市	3%	1人	3%
沖縄県那覇市	0%	1人	0%
医療職給料表(1)の適用を受ける職員	16%	37人	16%
平均支給率	3.7%	—	4.0%

(注) 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(16) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）			1,556,213千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）			83,600円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）			43.0%		
手当の種類（手当数）			43		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給職員数（実人数）	支給実績
税務手当	本庁又は財務事務所に勤務する職員	県税の賦課又は徴収に関する業務	本庁勤務職員は日額650円 財務事務所勤務職員は月額6,500円～13,600円	434人	63,070千円
		県税に関する滞納処分又は犯則事件の取締りの業務	日額310円	109人	529千円
航空手当	回転翼航空機に搭乗し、右の業務に従事した職員	捜索救難の業務 災害発生状況等の調査の業務 上記の業務に係る教育訓練の業務	1時間につき1,900円 （低空飛行海上捜索、ホバリングつり上げ救助等30%加算） （飛行中降下430円又は870円加算）	13人	2,062千円
死体処理手当	右の業務に従事した職員	災害に対処するために行う死体の収容等の業務	日額1,000円又は2,000円		

社会福祉業務手当	健康福祉センター その他人事委員会 規則で定める機関 に勤務する職員	社会福祉に関する指 導、保護等の業務	人事委員会規則で定め る職員は月額4,100円 ～9,400円 その他の職員は日額 310円	48人	4,867千円
臨床等業務 手当	本庁、保健所又は精 神保健福祉センタ ーに勤務する医師、 歯科医師、診療放射 線技師又は診療エ ックス線技師であ る職員	診療、検診又は保健指 導の業務	日額310円～2,190円	18人	5,551千円
防疫等作業 手当	右の業務に従事し た職員	感染症の患者若しくは 感染症の疑いのある患 者の予防救治又は感染 症の病原体に汚染され た物件若しくは汚染さ れた疑いのある物件の 処理業務	日額360円 (心身に著しい負担を 与えるものとして人事 委員会規則で定める作 業に従事した場合は100 %加算)	99人	170千円
	家畜保健衛生所に 勤務する職員のうち 給料の調整額が 支給されている職 員以外の職員で右 の業務に従事した 職員	家畜の伝染病が発生 し、又は発生するおそ れのある場合におけ る、伝染病菌を有し、 又は有する疑いのある 家畜に対する防疫業務	日額310円～760円	87人	95千円
放射線作業 手当	右の業務に従事し た職員	エックス線の照射及び 撮影、有害放射線の照射 及び測定又は放射性同 位元素を使用する業務	日額360円	4人	2千円
有害薬品等 取扱手当	人事委員会規則で 定める機関に勤務 する職員	身体に有害なガスの発 生を伴う業務、特に危 険性を有する薬品等を 取り扱う業務	日額310円	113人	1,664千円
		麻薬取締員として行 う麻薬に関する取締り等 の業務	日額1,500円	4人	71千円

精神保健業務手当	本庁、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項若しくは第2項の規定に基づく診察若しくは調査、同条第3項の規定に基づく診察の立会い、同法第29条第1項の規定に基づき精神障害者を入院させるための護送又は同法第47条第1項の規定に基づく精神障害者からの相談若しくは精神障害者に対する援助の業務	日額450円	77人	663千円
動物管理等作業手当	右の業務に従事した職員	狂犬病予防法第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第2項に規定する作業、抑留犬の管理に関する作業、捕獲犬若しくは処分犬の輸送の作業又は動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項に規定する犬の引取りに関する業務	日額450円	25人	90千円
	動物管理指導センターに勤務する職員	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項に規定する鳥獣の捕獲等に関する作業で人事委員会規則で定める業務			
廃棄物処理施設等立入検査業務手当	本庁又は健康福祉センターに勤務する職員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項又は静岡県産業廃棄物の適正な処理に関	日額360円	49人	348千円

		する条例第31条第1項に規定する立入検査の業務（市町村等公共団体の管理するごみ処理施設への立入検査を除く。）			
職業訓練等 手当	職業能力開発施設に勤務し、実習を伴う職業訓練の科目を担当する職員	職業訓練の業務	1月につき給料月額に7/100を乗じて得た額	52人	10,726千円
	漁業高等学園に勤務し、漁業に関する実習教育を担当する職員	実習教育の業務			
	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	講師の業務	1時間につき200円（上限1月につき18,000円）	5人	194千円
家畜交配作 業手当	畜産技術研究所に勤務する職員	種雄牛豚の自然交配若しくは精液の採取又はこれらの作業の準備のために種雄牛豚を御する業務	日額310円	5人	100千円
		人工授精又は受精卵移植をするために放牧してある牛を取り押さえる業務			
危険現場作 業手当	右の業務に従事した職員	潜水器具を着用して行う潜水の業務	1時間につき540円～1,500円	3人	39千円
		圧搾空気内で行う監督、測量等の業務	1時間につき420円		
		地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う監督、測量等の業務管渠内、掘削中のトンネルの坑内又は掘削中のたて坑で人事委員会規則で	日額310円又は360円	2人	0.5千円

		定めるものの坑内で行う監督、測量等の業務 (圧搾空気内で行う監督、測量等の業務を除く。)	日額450円		
		火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査の業務	日額750円		
		車両の通行を遮断することなく道路上で行う道路工事に係る監督、検査、調査又は測量の業務	日額310円	15人	20千円
応急防災等 作業手当	右の業務に従事した職員	人事委員会規則で定める作業環境を劣悪にする異常な気象状態の下で、道路交通の安全の確保のために行う道路の巡視その他人事委員会規則で定める業務 市町村長が災害対策本部を設置した場合において、当該市町村の地域で重大な災害が発生した危険な箇所又は発生するおそれの著しい危険な箇所、人事委員会規則で定める期間内に行う災害状況の調査、巡回監視又は応急的な工事の監督、測量等の業務	日額710円～2,160円	76人	204千円
用地交渉等 手当	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	現地における公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務	日額1,000円又は1,500円	148人	1,004千円
夜間定時制 課程勤務手 当	高等学校における夜間の定時制課程の勤務を本務とする職員	教育委員会が別に定める時間以上の当該定時制課程に係る業務	日額230円		

多学年学級 担当手当	小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員(給料の調整額表の適用を受ける職員及び管理職手当の支給の適用を受ける職員は除く。)	教育委員会が別に定める時間数以上の当該学級における授業又は指導の業務	日額290円又は350円	19人	1,205千円
兼務手当	昼間授業若しくはその補助を本務とする教育職員又は夜間授業若しくはその補助を本務とする教育職員	昼夜の異なる課程の授業の業務又はその補助業務	1時間につき2,000円	19人	2,330千円
	本務として勤務する学校において教育委員会が別に定める授業時間数以上の授業を担当する教育職員	他の学校における授業の業務			
特殊業務手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する職員のうち、高等学校等教育職給料表又は中学校小学校教育職給料表の特2級、2級又は1級である教育職員	学校管理下において行う非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	日額8,000円 (4時間以上7時間45分未満4,000円) ※被害が特に甚大な場合は日額16,000円 (4時間以上7時間45分未満8,000円)		
		学校管理下において行う児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	日額7,500円 (4時間以上7時間45分未満3,750円)	2人	8千円
		学校管理下において行う児童又は生徒に対する緊急の補導業務	日額7,500円 (4時間以上7時間45分未満3,750円、2時間以上4時間未満1,875円)	4人	15千円
		修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う	日額5,100円 (4時間以上7時間45分未満2,550円)	6,385人	90,877千円

		指導業務で、泊を伴うもの			
		泊を伴う又は週休日等に行う人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務	日額5,100円 (4時間以上7時間45分未満3,600円)	5,009人	105,562千円
		週休日等に行う学校管理下において行われる児童又は生徒に対する部活動指導業務	日額2,700円	6,113人	515,940千円
		週休日等に行う入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務	日額900円 (4時間以上7時間45分未満450円)		
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭のうち規則で定める主任等である教育職員	教務主任、学年主任、生徒指導主事等の業務	日額200円	4,195人	186,252千円
死体処理手当	右の業務に従事した職員	災害に対処するために 行う死体の収容等の業務	日額1,000円又は2,000円		
有害薬品等取扱手当	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務又は病理細菌を取り扱う業務	日額310円		
夜間中学業務手当	夜間授業を行う中学校に勤務する教育職員	夜間授業に係る業務	日額870円又は日額1,000円	10人	2,227千円
警備艇運転整備手当	右の業務に従事した職員	警備艇の運転及び整備作業	日額200円	23人	151千円
看守護送手当	警部補以下の階級にある警察官	留置施設における看守の業務又は被疑者その他拘禁されている者の護送	日額310円	2,635人	19,326千円

死体処理手当	職員（警察官以外の職員にあつては、鑑識作業に従事する者に限る。）	死因鑑定のために行う死体解剖の立会い作業、死体解剖の補助作業又は死体の検視、見分等の作業	1体につき1,600円～3,200円	2,440人	49,059千円
鑑識作業手当	職員（警察官にあつては、警部以下の階級にある警察官に限る。）	指掌紋、手口、写真又は足跡について専門的知識を利用する犯罪鑑識作業	日額310円（犯罪現場において作業する場合560円）	159人	4,498千円
		文書、理化学、法医学又は銃器弾薬類について科学的専門知識を利用する犯罪鑑識作業	日額560円	23人	1,692千円
航空手当	右の業務に従事した職員	回転翼航空機を操縦し、又は航空機に搭乗して行う犯罪捜査、交通規制、捜索救難等若しくは整備の業務	1時間につき1,900円～5,100円 （低空飛行海上捜索、ホバリングつり上げ救助等30%加算）	37人	5,660千円
		航空機に搭乗しての犯罪捜査等の教育訓練の業務	（飛行中降下430円～870円加算）		
	航空整備士	航空機の整備作業	日額1,060円	7人	1,495千円
山岳遭難者救助等手当	山岳遭難救助隊員に指定された職員	山岳遭難者の救助作業、救助訓練又は山岳の巡視作業	日額840円～1,680円	126人	1,245千円
潜水手当	右の業務に従事した職員	潜水器具を着用して行う潜水作業	1時間につき540円～1,500円	15人	157千円
交通事故実況見分手当	警察官	高速自動車国道における交通事故の実況見分又は一般国道1号等の道路における夜間の交通事故の実況見分の作業	1件につき450円	548人	2,761千円
運転免許技能試験手当	運転免許技能試験官	道路上において行う自動車運転免許技能試験の業務	日額240円	13人	96千円
爆発物処理作業等手当	爆発物処理班員に指定された職員	爆発物（爆発物である疑いがある物件を含む）の処理の作業	1件につき5,200円	3人	42千円

	右の業務に従事した職員	特殊危険物質又は特殊危険物質である疑いがある物質の処理作業	日額4,600円		
		特殊危険物質被害危険区域内における作業	日額250円		
		特殊危険物質製造過程の解明等実験で特殊危険物質発生のおそれがあるもの	日額460円		
私服作業等手当	私服員（警部以下の階級にある警察官に限る。）	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の業務	日額560円	2,570人	57,853千円
		天皇、皇族等の身辺の護衛の作業	日額1,150円	112人	765千円
		その他の皇族の身辺の護衛の作業	日額640円	22人	19千円
		国外における犯罪の捜査に関する情報収集の作業	日額1,100円		
	少年警察補導員	少年の非行防止のための街頭補導、少年相談等の業務	日額240円	33人	217千円
警ら手当	警部以下の階級にある警察官	警ら用自動車に乗務して行う広域的な警ら業務	日額560円	38人	2,093千円
	警部補以下の階級にある警察官	警ら用自動車に乗務して行う警ら業務	日額420円	1,686人	39,591千円
		警ら業務	日額340円	2,310人	84,606千円
交通整理取締手当	警部以下の階級にある警察官	交通整理取締用の自動二輪車又は自動車に乗務して行う広域的な交通整理取締り業務	日額560円	168人	11,166千円
	警部以下の警察官	交通整理取締り業務	日額340円	955人	7,327千円
	交通巡視員		日額290円	3人	0.4千円
夜間特殊業務手当	職員（警察官にあっては、警部以下の階級にある警察官に限る。）	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	1回につき410円～1,100円	5,359人	265,693千円

呼出手当	職員（警察官にあつては、警部以下の階級にある警察官に限る。）	正規の勤務時間外における呼出命令により、夜間において緊急に行う犯罪の予防若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通取締り、犯罪鑑識又は爆発物の処理の作業	1回につき1,240円	561人	1,023千円
災害応急作業等手当	右の業務に従事した職員	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所若しくはその周辺において行う災害警備若しくは遭難救助の作業、鑑識作業又はこれらに相当する作業	日額840円～40,000円	328人	2,054千円
核物質輸送警備手当	警部以下の階級にある警察官	核物質を輸送する車両を先導し、又はこれに追従して行う核物質の輸送の警備の業務	日額640円		
銃器犯罪捜査手当	警察官	防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う銃器又は銃器と思われるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業	日額1,640円		
		防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う銃器を所持する犯人の逮捕の作業	日額1,100円		
		防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う上記の2つの作業に付随して行われる固定配置の作業	日額820円～1,100円		

		防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業 防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者から危害を受けるおそれのある者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策の作業のうち、身辺警戒及び固定警戒の作業	日額820円		
遠隔地水上警戒作業手当	右の業務に従事した職員	海上保安庁の船舶に乗り込んで行う遠隔の地にある離島の周辺の海域における警戒の作業	日額1,100円～1,650円		

(注) 手当別の支給職員数及び支給実績は、支給後の追給、返納分を含まない。

(17) 時間外勤務手当

支給実績 (R5年度決算)	7,189,353千円
職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)	503千円
支給実績 (R4年度決算)	7,222,650千円
職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)	509千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(18) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ○配偶者 6,500円 ・行政職給料表8級相当職員3,500円 ・行政職給料表9級以上相当職員 不支給 ○扶養親族たる子 11,000円 ・満16歳に達する年度の	異なる	○扶養親族たる子 10,000円 ・満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	3,356,045千円	265,900円

	<p>初めから満22歳の年度末までの子1人につき6,000円加算</p> <p>○配偶者及び子以外の扶養親族 6,500円</p> <p>・行政職給料表8級相当職員3,500円</p> <p>・行政職給料表9級以上相当職員 不支給</p>				
住居手当	<p>○借家・借間に居住する場合</p> <p>・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員</p> <p>・全額支給限度額 13,000円</p> <p>・2分の1加算限度額 17,000円</p> <p>・最高支給限度額 30,000円</p> <p>○単身赴任中の留守宅の場合</p> <p>・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員</p> <p>・借家・借間に居住する場合の2分の1の額</p>	異なる	<p>○借家・借間に居住する場合</p> <p>・全額支給限度額 11,000円</p> <p>・2分の1加算限度額 17,000円</p> <p>・最高支給限度額 28,000円</p>	2,541,620 千円	308,900 円
通勤手当	<p>通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することや自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。</p> <p>・1か月当たり最高支給限度額 80,000円</p> <p>・交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額 (2,000円～5,800円) + 加算額 (3 kmを超える1 kmにつき175円～570円)</p>	異なる	<p>国は最高支給限度額が55,000円 自動車等使用者の使用距離の額及び区分が異なる</p>	4,488,549 千円	154,900 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当に関する規則で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額	異なる	一部国と異なる区分あり	1,809,777 千円	785,500 円
休日勤務手当	勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×135/100	同じ		1,240,914 千円	175,300 円
産業教育手当	実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目を主として担任する教育職員に支給する。 月額：給料月額×5/100 (定時制通信教育手当の支給を受ける者については、3/100)			120,536 千円	211,100 円
初任給調整手当	医学、歯学その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職に採用された職員に支給する。 月額：3,000円～415,600円	異なる	獣医師には支給していない	45,487 千円	2,842,900 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：30,000円＋交通距離の区分に応じた加算額	異なる	交通距離 100km以上 300km未満の区分を細分化、50kmごとに加算額を規定	93,689 千円	398,700 円
在宅勤務等手当	住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、3か月以上の期間について、1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給する。 月額：3,000円	同じ			

特勤勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給する。 月額：（給料の月額＋扶養手当）×4/100～25/100	同じ		4,408千円	110,200円
へき地手当	山間地、離島その他の地域に所在する小学校等に勤務する職員に支給する。 月額：（給料の月額＋扶養手当）×4/100～25/100			36,791千円	217,700円
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程をおく高等学校の校長及び教員に支給する。 月額：給料月額×4～6/100（管理職手当を受ける職員は4/100）			86,488千円	217,900円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員に支給する。 月額：2,000円～8,000円			1,115,597千円	61,500円
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導等に従事する職員に支給する。 月額：給料月額の6/100			29,988千円	238,000円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1回当たり：4,400円～7,400円	同じ		138,565千円	92,300円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、②災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合、のいずれかに該当する場合に支給する。 1回当たり：上記①の場合3,000円～12,000円（ただし、6時間を超える場合の勤務にあつては、100分の150を乗じて得た額）	異なる	国は、週休日に勤務した場合1回当たり6,000円～12,000円、平日深夜に勤務した場合1回当たり3,000円～6,000円	45,350千円	91,200円

	、上記②の場合1,500円～6,000円				
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時～翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給する。</p> <p>1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×25/100</p>	同じ		700,484千円	126,300円
寒冷地手当	<p>寒冷公署に在勤し人事委員会規則で定める地域に居住する職員に支給する。</p> <p>基準日（10月31日）に11月から翌年3月まで5月分を一括支給する。</p> <p>支給額：36,800円～89,000円</p>	異なる	国は、11月から翌年3月までの各月の初日に支給している。		

(19) 旅費（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）	1,405,165千円
職員1人当たり平均支給年額	42,982円

（注） 職員1人当たり平均支給年額は、支給実績（R5年度決算）から、外部講師等が旅行した場合に支給された旅費額を除き、令和5年4月1日現在の職員数（公営企業職員を除き、常勤の特別職職員及び臨時講師を含む。）で除した額である。

ア 内国旅行

種 類		支給額及び支給要件
鉄道賃	運 賃	乗車に要する運賃
	急行料金	急行列車を利用する場合の料金 ただし、次に該当する場合に限る。 ・特別急行列車を運行する線路による旅行で片道70km以上である場合 ・新幹線で片道70km未満50km以上の区間で、公務上特に緊急な必要がある場合 ・普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50km以上である場合
	座席指定料金	指定席を利用する場合の料金 ただし、急行列車を運行する線路による旅行で片道100km以上である場合に限る。
航空賃		実費額
車賃	バス代	実費額
	タクシー代	実費額 ただし、公用車を利用できない旅行で、タクシーを利用して旅行することを承認された場合に限る。
	自家用自動車の公務使用	実走行距離1km当たり18円 ただし、自家用自動車の公務使用を承認された場合に限る。
旅行諸費		一日につき県内200円、県外800円 ただし、勤務公署から4km以内の地域は支給しない。
宿 泊 料		一夜につき11,800円 なお、指定された宿泊施設を利用したため規定の宿泊料を支給することが適当でない場合や長期研修の場合等については、実費額を支給

イ 外国旅行

種 類		支給額及び支給要件
鉄道賃	運 賃	乗車に要する運賃
	急行料金 寝台料金	公務上の必要により急行料金又は寝台料金を必要とした場合は、その料金
航空賃		実費額

車賃	バス代	実費額
	タクシー代	実費額 ただし、タクシーを利用して旅行することを承認された場合に限る。
日 当	旅行地の区分に応じた定額 一日につき3,500円～7,200円	
宿 泊 料	実費額を支給 ただし規定で定める特別の事情がない限り、旅行地の区分に応じた上限額（一夜につき13,500円～22,500円）を超えることができない。	

(20) 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分			給料月額等		
給料	知 事		1,301,000円		
	副 知 事		1,063,000円		
議員報酬	議 長		1,023,000円		
	副 議 長		904,000円		
	議 員		834,000円		
期末手当	知 事		(R6年度支給割合) 3.40月分		
	副 知 事		3.40月分		
退職手当	議 長		(R6年度支給割合) 3.40月分		
	副 議 長		3.40月分		
	議 員		3.40月分		
退職手当	知 事		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事		130.1万円×在職期間×65/100	4,059.1万円	任期毎
旅費・費用弁償	知 事		(内国旅行の宿泊料【定額】)	(外国旅行の日当【定額】)	(外国旅行の宿泊料【上限額】)
	副 知 事		16,500円	5,700円～9,400円	19,300円～32,200円
	議 長		16,500円	5,100円～8,300円	19,300円～32,200円
	副 議 長		16,500円	5,700円～9,400円	19,300円～32,200円
	議 員		16,500円	5,100円～8,300円	19,300円～32,200円
	備 考		内国旅行の旅費は支給しない。 記載のない事項は一般職の職員の例による。		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、上欄の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

(2) 公営企業職員の状況

① 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R4年度の総費用に占 める職員給与費比率
R5年度	千円 4,192,293	千円 717,656	千円 468,827	% 11.2	% 9.9

(注) 本事業において資本勘定支弁職員に係る職員給与費は発生していない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R5年度	人 54	千円 220,891	千円 65,530	千円 94,005	千円 380,426	千円 7,045

(注1) 職員手当には退職給与金を含まない。

(注2) 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

(注3) 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
静 岡 県	43.7歳	360,488円	564,270円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(7) 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
1人当たり平均支給額（R5年度） 1,192千円	1人当たり平均支給額（R5年度） 1,713千円
(R5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和6年4月1日現在）

工業用水道事業			静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
（退職時特別昇給 無）			（退職時特別昇給 無）		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	3,160千円	22,630千円

（注）工業用水道事業の1人当たり平均支給額は、公営企業職員（がんセンターを除く）の令和4年度及び令和5年度の支給者が3名以下のため記載なし。

(ウ) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）				8,833千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）				160,600円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）	
静岡市	3.7%	15人	3.7%	
浜松市	3.7%	5人	3.7%	
三島市	3.7%	1人	3.7%	
富士市	3.7%	26人	3.7%	
磐田市	3.7%	7人	3.7%	

(エ) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）			105千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）			6,600円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）			10.9%		
手当の種類（手当数）			6		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給職員数（実人数）	年間支給額
危険現場作業手当	右の業務（管路内作業）に従事した職員	管路内又はトンネル内において行う管の接合箇所 の検査若しくは管内の監視 又はトンネル内の監視 の業務	日額450円	1人	0.2千円
	右の業務（高所作業）に従事した職員	地上又は水面上10メートル 以上の足場の不安定な 箇所での監督、測量等の 業務	日額310円～360円		

	右の業務(道路上作業)に従事した職員	道路上において、車両の通行を遮断することなく行う工事の監督、検査又は測量の業務	日額310円	2人	1千円
		道路上において行う、導水管等の弁の操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の業務	日額360円		
特殊構造物内作業手当	右の業務に従事した職員	浄配水場等において行う各槽池等における漏水検査、汚泥堆積状況調査、除じん作業又は排泥作業及び各種機械の点検整備等の業務	日額310円	6人	34千円
有害薬品取扱手当	右の業務に従事した職員	特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務	日額310円	1人	53千円
用地交渉等手当	水道企画課、地域整備課、企業局東部事務所又は企業局西部事務所に勤務する職員のうち右の業務に従事した職員	現地において行う地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務	日額 1,000円 ~ 1,500円		
死体処理手当	右の業務に従事した職員	災害に対処するために行う死体の収容等の業務	日額 1,000円 又は 2,000円		
災害状況調査手当	右の業務に従事した職員	市町村長が災害対策本部を設置した場合において、当該市町村の地域で、災害対策本部が設置されている期間中に、重大な災害が発生した危険な箇所又は発生するおそれの著しい危険な箇所において行う災害状況の調査又は巡回監視の業務	日額 710円 ~ 2,160円	4人	15千円

(注) 手当別の支給職員数及び年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

(カ) 時間外勤務手当

支給実績 (R5年度決算)	27,955千円
職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)	538千円
支給実績 (R4年度決算)	26,205千円
職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)	524千円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注2) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ○配偶者 6,500円 ・行政職給料表8級相当職員 3,500円 ・行政職給料表9級以上相当 職員 不支給 ○扶養親族たる子 11,000円 ・満16歳に達する年度の初め から満22歳の年度末までの子 1人につき6,000円加算 ○配偶者及び子以外の扶養親 族 6,500円 ・行政職給料表8級相当職員 3,500円 ・行政職給料表9級以上相当 職員 不支給	同じ		7,041千円	251,500円
住居手当	○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 自ら居住するため借り受け 月額12,000円を超える家賃 ・間代を支払っている職員 ・全額支給限度額 13,000円 ・2分の1加算限度額 17,000円 ・最高支給限度額 30,000円 ○単身赴任中の留守宅の場合 ・支給対象者 単身赴任手当を受給してい る者で配偶者等が居住す るため借り受け月額12,000円 を超える家賃・間代を支払 っている職員 ・借家・借間に居住する場 合の2分の1の額	同じ		4,366千円	291,100円
通勤手当	通勤のため交通機関等や自動 車等を使用することを常例と する職員に支給する。 交通機関等利用者の1か月当 たり最高支給限度額80,000円	同じ		13,754千円	259,500円

	交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額（2,000円～5,800円）+加算額（3kmを超える1kmにつき175円～570円）				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当規則で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額	同じ		4,330千円	1,082,500円
休日勤務手当	勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×135/100	同じ		589千円	24,500円
初任給調整手当	医学、歯学その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職に採用された職員に支給する。	同じ			
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：月額30,000円+交通距離の区分に応じた加算額	同じ			
在宅勤務等手当	住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、3か月以上の期間について、1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給する。 月額：3,000円	同じ			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ			
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1回当たり：4,400円～7,400円	同じ			

管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、②災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合、のいずれかに該当する場合に支給する。 1回当たり：上記①の場合3,000円～12,000円（ただし、6時間を超える場合の勤務にあつては、100分の150を乗じて得た額）、上記②の場合1,500円～6,000円	同じ		80千円	40,000円
------------	--	----	--	------	---------

② 水道事業

ア 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
R5年度	5,754,203	765,058	565,531	9.8	9.2

(注) 本事業において資本勘定支弁職員に係る職員給与費は発生していない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
R5年度	55	251,059	77,278	112,015	440,352	8,006

(注1) 職員手当には退職給与金を含まない。

(注2) 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

(注3) 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	49.7歳	404,634円	666,401円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(7) 期末手当・勤勉手当

水道事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
1人当たり平均支給額（R5年度） 1,306千円	1人当たり平均支給額（R5年度） 1,713千円
(R5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和6年4月1日現在）

水道事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 — 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 3,160千円

(注) 水道事業の1人当たり平均支給額は、公営企業職員（がんセンターを除く）の令和4年度及び令和5年度の支給者が3名以下のため記載なし。

(ウ) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）			9,941千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）			171,400円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
静岡市	3.7%	16人	3.7%
浜松市	3.7%	11人	3.7%
三島市	3.7%	8人	3.7%
磐田市	3.7%	17人	3.7%
吉田町	3.7%	4人	3.7%

(エ) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）		111千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）		4,300円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）		17.5%			
手当の種類（手当数）		6			
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	支給職員数 (実人数)	年間 支給額
危険現場 作業手当	右の業務（管路内 作業）に従事した 職員	管路内又はトンネル内にお いて行う管の接合箇所を検 査若しくは管内の監視又は トンネル内の監視の業務	日額450円	5人	3千円
	右の業務（高所作 業）に従事した職 員	地上又は水面上10メートル 以上の足場の不安定な箇所 での監督、測量等の業務	日額310円～360円		
	右の業務（道路上 作業）に従事した 職員	道路上において、車両の通 行を遮断することなく行う 工事の監督、検査又は測量 の業務	日額310円	6人	3千円
道路上において行う導水管 等の弁の操作、点検若しく は修繕の作業又はこれらの 作業に伴う交通整理の業務		日額360円			
特殊構造 物内作業 手当	右の業務に従事し た職員	浄配水場等において行う各 槽池等における漏水検査、 汚泥堆積状況調査、除じん 作業又は排泥作業及び各種 機械の点検整備等の業務	日額310円	8人	33千円
有害薬品 取扱手当	右の業務に従事し た職員	特に危険性を有する薬品等 を取り扱う業務	日額310円	4人	44千円
用地交渉 等手当	水道企画課、地域 整備課、企業局東 部事務所又は企業 局西部事務所に勤 務する職員のうち 右の業務に従事し た職員	現地において行う地域振興 整備事業に係る土地若しく は公共の用に供する土地の 取得若しくは取得に伴う物 件の移転の交渉又は公共事 業の施行により生ずる損失 の補償に係る交渉の業務	日 額 1,000 円 ～ 1,500円	2人	8千円
死体処理 手当	右の業務に従事し た職員	災害に対処するために行う 死体の収容等の業務	日 額 1,000 円 又は 2,000円		
災害状況 調査手当	右の業務に従事し た職員	市町村長が災害対策本部を 設置した場合において、当 該市町村の地域で災害対策 本部が設置されている期間 中に、重大な災害が発生し た危険な箇所又は発生する おそれの著しい危険な箇所 において行う災害状況の調 査又は巡回監視の業務	日 額 710 円～2,160 円	5人	18千円

(注) 手当別の支給職員数及び年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

(イ) 時間外勤務手当

支給実績 (R5年度決算)	28,113千円
職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)	574千円
支給実績 (R4年度決算)	22,475千円
職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)	478千円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注2) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ○配偶者 6,500円 ・行政職給料表8級相当職員 3,500円 ・行政職給料表9級以上相当職員 不支給 ○扶養親族たる子 11,000円 ・満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき6,000円加算 ○配偶者及び子以外の扶養親族 6,500円 ・行政職給料表8級相当職員 3,500円 ・行政職給料表9級以上相当職員 不支給	同じ		9,767千円	279,100円
住居手当	○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃 ・間代を支払っている職員 ・全額支給限度額 13,000円 ・2分の1加算限度額 17,000円 ・最高支給限度額 30,000円 ○単身赴任中の留守宅の場合 ・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・借家・借間に居住する場合の2分の1の額	同じ		4,035千円	310,400円

通勤手当	通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 交通機関等利用者の1か月当たり最高支給限度額80,000円 交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額(2,000円～5,800円)＋加算額(3kmを超える1kmにつき175円～570円)	同じ		15,109千円	274,700円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当規則で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額	同じ		7,719千円	964,900円
休日勤務手当	勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×135/100	同じ		833千円	26,900円
初任給調整手当	医学、歯学その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職に採用された職員に支給する。	同じ			
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：月額30,000円＋交通距離の区分に応じた加算額	同じ			
在宅勤務等手当	住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、3か月以上の期間について、1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給する。 月額：3,000円	同じ			

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ				
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1回当たり：4,400円～7,400円	同じ				
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、②災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合、のいずれかに該当する場合に支給する。 1回当たり：上記①の場合3,000円～12,000円（ただし、6時間を超える場合の勤務にあつては、100分の150を乗じて得た額）、上記②の場合1,500円～6,000円	同じ			140千円	23,300円

③ 地域振興整備事業

ア 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
R5年度	185,575	▲72,060	65,389	35.2	3.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 64,540千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費			計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
	人	千円	千円	千円	千円	千円
R5年度	14	58,146	15,363	26,345	99,854	7,132

(注1) 職員手当には退職給与金を含まない。

(注2) 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

(注3) 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	41.7歳	370,100円	588,430円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

地域振興整備事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
1人当たり平均支給額（R5年度） 1,224千円	1人当たり平均支給額（R5年度） 1,713千円
(R5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和6年4月1日現在）

地域振興整備事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
最高限度額 47.709月分 47.709月分	最高限度額 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） (退職時特別昇給 無)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） (退職時特別昇給 無)
1人当たり平均支給額 ー 千円 ー 千円	1人当たり平均支給額 3,160千円 22,630千円

(注) 地域振興整備事業の1人当たり平均支給額は、公営企業職員（がんセンターを除く）の令和4年度及び令和5年度の支給者が3名以下のため記載なし。

(ウ) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）	2,321千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	154,700円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
静岡市	3.7%	13人	3.7%

(e) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）			29千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）			4,100円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）			50.0%		
手当の種類（手当数）			6		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	支給職員数 (実人数)	年間 支給額
危険現場作業 手当	右の業務（管路内作業）に従事した職員	管路内又はトンネル内において行う管の接合箇所 の検査若しくは管内の監視又はトンネル内の監視の業務	日額450円		
	右の業務（高所作業）に従事した職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所での監督、測量等の業務	日額310円～360円		
	右の業務（道路上作業）に従事した職員	道路上において、車両の通行を遮断することなく行う工事の監督、検査又は測量の業務	日額310円		
		道路上において行う導水管等の弁の操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の業務	日額360円		
特殊構造物内作業手当	右の業務に従事した職員	浄配水場等において行う各槽池等における漏水検査、汚泥堆積状況調査、除じん作業又は排泥作業及び各種機械の点検整備等の業務	日額310円		
有害薬品取扱手当	右の業務に従事した職員	特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務	日額310円		
用地交渉等手当	水道企画課、地域整備課、企業局東部事務所又は企業局西部事務所に勤務する職員のうち右の業務に従事した職員	現地において行う地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務	日額1,000円～1,500円	12人	17千円
死体処理手当	右の業務に従事した職員	災害に対処するために行う死体の収容等の業務	日額1,000円又は2,000円		

災害状況調査手当	右の業務に従事した職員	市町村長が災害対策本部を設置した場合において、当該市町村の地域で災害対策本部が設置されている期間中に、重大な災害が発生した危険な箇所又は発生するおそれの著しい危険な箇所において行う災害状況の調査又は巡回監視の業務	日額 710 円～2,160 円	1 人	4 千円
----------	-------------	--	------------------	-----	------

(注) 手当別の支給職員数及び年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

(カ) 時間外勤務手当

支給実績 (R5 年度決算)	5,385千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (R5 年度決算)	449千円
支給実績 (R4 年度決算)	3,654千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (R4 年度決算)	304千円

(注 1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注 2) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配偶者 6,500円 ・行政職給料表8級相当職員 3,500円 ・行政職給料表9級以上相当職員 不支給 ○扶養親族たる子 11,000円 ・満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき6,000円加算 ○配偶者及び子以外の扶養親族 6,500円 ・行政職給料表8級相当職員 3,500円 ・行政職給料表9級以上相当職員 不支給 	同じ		2,223千円	317,600円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃 ・間代を支払っている職員 ・全額支給限度額 13,000円 ・2分の1加算限度額 17,000円 ・最高支給限度額 30,000円 ○単身赴任中の留守宅の場合 ・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・借家・借間に居住する場合の2分の1の額 	同じ		996千円	332,000円
通勤手当	<p>通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。</p> <p>交通機関等利用者の1か月当たり最高支給限度額80,000円</p> <p>交通用具使用者の算出方法</p> <p>距離に応じた基準額(2,000円～5,800円) + 加算額(3kmを超える1kmにつき175円～570円)</p>	同じ		1,851千円	132,200円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当規則で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額	同じ		2,359千円	1,179,500円
休日勤務手当	勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×135/100	同じ		45千円	22,500円
初任給調整手当	医学、歯学その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職に採用された職員に支給する。	同じ			
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：月額30,000円+交通距離の区分に応じた加算額	同じ			
在宅勤務等手当	住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、3か月以上の期間について、1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給する。 月額：3,000円	同じ			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ			
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1回当たり：4,400円～7,400円	同じ			

管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、②災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜(午前0時から午前5時までの間)に勤務した場合、のいずれかに該当する場合に支給する。 1回当たり：上記①の場合3,000円～12,000円(ただし、6時間を超える場合の勤務にあつては、100分の150を乗じて得た額)、上記②の場合1,500円～6,000円	同じ		22千円	22,000円
--------------------	--	----	--	------	---------

④ がんセンター事業

ア 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
R5年度	43,728,686	▲593,546	15,133,931	34.6	34.4

(注) 本事業において資本勘定支弁職員に係る職員給与費は発生していない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R5年度	人 1,140	千円 4,793,720	千円 2,615,775	千円 2,107,086	千円 9,935,474	千円 8,715

(注1) 職員手当には退職給与金を含まない。

(注2) 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

(注3) 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

医師

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	46.1歳	615,455円	1,550,896円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

看護師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
静 岡 県	38.3歳	352,015円	553,350円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

事務職員

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
静 岡 県	41.4歳	346,397円	580,639円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

がんセンター事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
1人当たり平均支給額（R5年度） 1,818千円	1人当たり平均支給額（R5年度） 1,713千円
(R5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和6年4月1日現在）

がんセンター事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
最高限度額 47.709月分 47.709月分	最高限度額 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） (退職時特別昇給 無)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） (退職時特別昇給 無)
1人当たり平均支給額 1,543千円 15,259千円	1人当たり平均支給額 3,160千円 22,630千円

(注) 定年引上げ前の定年年齢に達した日以後、非違によることなく退職した場合は「定年」とする。

(ウ) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (R5年度決算)			321,678千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)			275,900円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
長泉町	3.7%	980人	3.7%
がんセンター医療職給料表(1)の適用を受ける職員	16%	184人	16%

(エ) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (R5年度決算)			356,121千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)			361,900円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R5年度)			71.9%		
手当の種類 (手当数)			7		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給職員数 (実人数)	年間支給額
臨床等業務手当	右の業務に従事した職員(がんセンター医療職給料表(3)の適用を受ける職員を除く。)	診療、検診その他保健指導又は患者に接する業務	がんセンター医療職給料表(1)及び(2)の適用を受ける職員並びに医療社会事業担当職員、心理判定員等は月額6,600円～136,800円 その他の職員は日額310円 医師又は歯科医師が同時に複数手術の管理指導等に従事したときは、次の額を加算する。 ・麻酔科又は集中治療科に勤務する医師 1月につき200,000円	405人	156,258千円

			・それ以外の医師又は歯科医師が、マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔業務に従事した回数1回につき10,000円		
感染症対応手当	右の業務に従事した職員	新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う診療又は患者が使用した物件の処理、その他局長が特に認める病院内の区域での診療	日額4,000円	438人	20,896千円
放射線作業手当	右の業務に従事した職員	エックス線の照射及び撮影、有害放射線の照射及び測定又は放射性同位元素を使用する業務	日額360円	178人	5,391千円
有害薬品等取扱手当	薬剤師、臨床検査技師、衛生検査技師又は看護師	身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務又は病理細菌を取り扱う業務	日額310円	81人	2,002千円
夜間看護等手当	看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時までの間をいう。)において行われる看護等の業務	1回につき2,040円～10,000円	427人	163,829千円
	がんセンター医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し管理者が定める特別の事情の下での救急医療等の業務	1回につき1,280円	66人	260千円
手術室看護業務手当	看護職員	手術室での業務	日額360円	42人	2,640千円

死体処理 手当	右の業務に従事し た職員	災害に対処するため に行う死体の収容等 の業務	日額1,000円又は 2,000円		
------------	-----------------	-------------------------------	----------------------	--	--

(注) 手当別の支給職員数及び年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

(カ) 時間外勤務手当

支給実績 (R5年度決算)	1,259,368千円
職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)	1,102千円
支給実績 (R4年度決算)	1,183,049千円
職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)	1,044千円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注2) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配偶者 6,500円 ・行政職給料表8級相当職員 3,500円 ・行政職給料表9級以上相当職員 不支給 ○扶養親族たる子 11,000円 ・満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき6,000円加算 ○配偶者及び子以外の扶養親族 6,500円 ・行政職給料表8級相当職員 3,500円 ・行政職給料表9級以上相当職員 不支給 	同じ		106,149千円	252,700円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃 ・間代を支払っている職員 ・全額支給限度額 13,000円 ・2分の1加算限度額 17,000円 ・最高支給限度額 30,000円 ○単身赴任中の留守宅の場合 ・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・借家・借間に居住する場合の2分の1の額 	同じ		91,632千円	316,000円

通勤手当	通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 交通機関等利用者の1か月当たり最高支給限度額80,000円 交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額(2,000円～5,800円)＋加算額(3kmを超える1kmにつき175円～570円)	同じ		113,709千円	107,300円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額	同じ		6,478千円	294,500円
休日勤務手当	静岡県がんセンター局職員就業規程に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×135/100	同じ		116,492千円	152,700円
初任給調整手当	医学、歯学その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職に採用された職員に支給する。 月額：3,000円～415,600円	同じ		555,917千円	3,105,700円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：月額30,000円＋交通距離の区分に応じた加算額	同じ		1,128千円	564,000円

在宅勤務等手当	住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、3か月以上の期間について、1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給する。 月額：3,000円	同じ			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ		54,946千円	100,800円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1回当たり：2,000円～21,000円	異なる	1回当たり 4,400円～ 7,400円	47,870千円	120,300円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、②災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合、のいずれかに該当する場合に支給する。 1回当たり：上記①の場合3,000円～12,000円（ただし、6時間を超える場合の勤務にあっては、100分の150を乗じて得た額）、上記②の場合1,500円～6,000円	同じ		4,722千円	248,500円

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況（令和6年4月1日現在）

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

ア 時差勤務の場合

区分	勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
早出勤務A	7時間45分	7時30分	16時15分	12時00分～13時00分
早出勤務B		7時45分	16時30分	
早出勤務C		8時00分	16時45分	
早出勤務D		8時15分	17時00分	
遅出勤務A		8時45分	17時30分	
遅出勤務B		9時00分	17時45分	
遅出勤務C		9時15分	18時00分	
遅出勤務D		9時30分	18時15分	

イ 自己啓発に係る修学を行う職員の早出勤務の場合

区分	勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
早出勤務	7時間45分	8時00分	16時45分	12時00分～13時00分

(注) ア、イの対象は、交替制勤務等の職員、短時間勤務職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く職員である。

(2) 年次有給休暇の使用状況（令和5年）

区分	一人当たり平均使用日数
知事部局等	12.5日
教育委員会	16.1日
警察本部	11.55日

(3) 特別休暇等の導入状況（令和6年4月1日現在）

	概 要
特別休暇等	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる期間 ア 負傷・疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ない場合 イ 忌引の場合 ウ 父母及び配偶者の祭日の場合 ※ エ 夏季における心身の健康の維持等を図る場合 オ 学校行事への参加等により家庭生活の充実を図る場合 ※ カ 結婚する場合 キ 不妊治療に係る通院等をする場合 ク 出産する場合 ケ 生理日において勤務が著しく困難な場合 コ 生後1年6月に達しない生児の保育を行う場合 サ 配偶者が出産する場合 シ 配偶者の出産前後の期間に子どもの育児を行う場合 ス 妊産婦が健康診査等を受ける場合 セ 妊娠中の通勤時の母体保護の場合 ソ 妊娠中に胎児等の健康保持のために休息する場合 タ 妊娠障害のため勤務が困難な場合 チ 乳幼児の健康診査、予防接種の介助を行う場合 ※ ツ 配偶者、父母、子ども等の看護をする場合 テ 原子爆弾被爆者の健康診断を受ける場合 ※ ト ドナーとして骨髄等を提供する場合 ナ 被災地等においてボランティア活動に従事する場合 ※ ニ 配偶者、父母、子ども等の介護をする場合 <p style="text-align: right;">※ 会計年度任用職員を除く</p>

(注) 取得要件、取得日数等は、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」及び「会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」により定められている。

(4) 介護休暇の取得者数（令和5年度）

（単位：人）

区 分		介護休暇 取得者数	介護休暇承認期間					
			1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
知事部局等	男性	1						1
	女性	1	1					
教育委員会	男性	2			1		1	
	女性	12	4	3	2	1		2
警察本部	男性	6	2		2	1		1
	女性	1		1				
合 計	男性	9	2		3	1	1	2
	女性	14	5	4	2	1		2

（注） 当該年度に新たに介護休暇を取得した人数である。

(5) 介護時間の取得者数（令和5年度）

（単位：人）

区 分		介護時間 取得者数	介護時間承認期間					
			6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
知事部局等	男性							
	女性							1
教育委員会	男性							
	女性	4	2	2				
警察本部	男性							
	女性							
合 計	男性							
	女性	4	2	2				1

（注） 当該年度に新たに介護時間を取得した人数である。

(6) 育児休業の取得者数及び子が出生した職員数（令和5年度）（単位：人）

区 分	性別	育児休業 取得者数	子が出生 した職員数	育児休業承認期間					
				6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月 超え
知事部局等	男性	113	145	80	28	4			1
	女性	109	110	4	29	31	19	10	16
教育委員会	男性	109	424	80	26	1			2
	女性	410	408	5	58	79	68	84	116
警察本部	男性	100	299	93	6				1
	女性	71	71	1	18	3	2		47
合 計	男性	322	868	253	60	5			4
	女性	590	589	10	105	113	89	94	179

(注) 当該年度に新たに育児休業を取得した人数である。

(7) 育児のための部分休業の取得者数（令和5年度）（単位：人）

区 分	性別	部分休業 取得者数	部分休業承認期間					
			1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え
知事部局等	男性	16	16					
	女性	52	52					
教育委員会	男性	13	13					
	女性	114	114					
警察本部	男性	5	4		1			
	女性	34	7	1	3	6	13	4
合 計	男性	34	33		1			
	女性	200	173	1	3	6	13	4

(注) 当該年度に新たに育児のための部分休業を取得した人数である。

(8) 育児短時間勤務制度の状況

ア 勤務形態(通常の勤務時間の職員) (令和6年4月1日現在)

	勤務日・時間	週休日
1	月～金に3時間55分ずつ(計19時間35分)	土、日
2	月～金に4時間55分ずつ(計24時間35分)	土、日
3	勤務日3日に7時間45分ずつ(計23時間15分)	土、日と月～金のうち2日
4	勤務日3日のうち2日に7時間45分ずつ、1日に3時間55分(計19時間25分)	土、日と月～金のうち2日

イ 利用実績(令和6年4月1日) (単位:人)

	知事部局等	教育委員会	警察本部
利用実績	41	25	25

(9) 自己啓発等休業の取得者数(令和6年4月1日現在) (単位:人)

区分	取得者数
知事部局等	5
教育委員会	5
警察本部	0

(注) 職員の自主的な能力向上に資するため、大学等課程の履修、国際貢献活動に参加する職員の休業制度である。

(10) 配偶者同行休業の取得者数(令和6年4月1日現在) (単位:人)

区分	取得者数
知事部局等	3
教育委員会	12
警察本部	0

(注) 外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する職員に与えられる休業である。

(11) 高齢者部分休業の取得者数(令和6年4月1日現在) (単位:人)

区分	取得者数
知事部局等	8
教育委員会	1
警察本部	0

(注) 加齢に伴う諸事情により常時勤務を継続することを希望しない職員が、勤務時間を減じつつ定年まで勤務することを可能とする休業である。

5 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（令和5年度）

（単位：人）

区 分		降任	免職	休職	降給	合計
知事部局等	勤務実績が良くない場合（法第28条第1項第1号）					
	心身の故障の場合（法第28条第1項第2号、第2項第1号）			78		78
	職に必要な適格性を欠く場合（法第28条第1項第3号）					
	職制等の改廃等により過員等を生じた場合（法第28条第1項第4号）					
	刑事事件に関し起訴された場合（法第28条第2項第2号）					
	条例に定める事由による場合（法第27条第2項）					
	小 計			78		78
	法第28条第4項により失職した者					
教育委員会	勤務実績が良くない場合（法第28条第1項第1号）					
	心身の故障の場合（法第28条第1項第2号、第2項第1号）			179		179
	職に必要な適格性を欠く場合（法第28条第1項第3号）					
	職制等の改廃等により過員等を生じた場合（法第28条第1項第4号）					
	刑事事件に関し起訴された場合（法第28条第2項第2号）			1		1
	条例に定める事由による場合（法第27条第2項）					
	小 計			180		180
	法第28条第4項により失職した者					
警察本部	勤務実績が良くない場合（法第28条第1項第1号）					
	心身の故障の場合（法第28条第1項第2号、第2項第1号）			41		41
	職に必要な適格性を欠く場合（法第28条第1項第3号）					
	職制等の改廃等により過員等を生じた場合（法第28条第1項第4号）					
	刑事事件に関し起訴された場合（法第28条第2項第2号）			4		4
	条例に定める事由による場合（法第27条第2項）					
	小 計			45		45
	法第28条第4項により失職した者					
合 計			303		303	

（注1） 分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分を言う。

（注2） 法とは、地方公務員法を言う。

(2) 懲戒処分者数（令和5年度）

（単位：人）

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計
知事部局等	法令違反（法第29条第1項第1号）	1	2	1	1	5
	職務上の義務違反又は怠慢（法第29条第1項第2号）					
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行（法第29条第1項第3号）		1			1
	小 計	1	3	1	1	6

教育委員会	法令違反（法第29条第1項第1号）	5	4	2	6	17
	職務上の義務違反又は怠慢（法第29条第1項第2号）	1	1	1		3
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行（法第29条第1項第3号）		1			1
	小計	6	6	3	6	21
警察本部	法令違反（法第29条第1項第1号）	1	3		3	7
	職務上の義務違反又は怠慢（法第29条第1項第2号）	1	1			2
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行（法第29条第1項第3号）		1			1
	小計	2	5		3	10
合計		9	14	4	10	37

(注1) 懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追及するために行う処分を言う。

(注2) 法とは、地方公務員法を言う。

(3) 行為別懲戒処分者数（令和5年度） (単位：人)

区分		戒告	減給	停職	免職	合計
知事部局等	給与・任用に関する不正					
	一般服務違反		1			1
	一般非行		1	1	1	3
	収賄等					
	交通事犯	1	1			2
	管理監督責任					
	小計	1	3	1	1	6
教員委員会	給与・任用に関する不正		1			1
	一般服務違反	4	2	2	5	13
	一般非行				1	1
	収賄等					
	交通事犯	2	2	1		5
	管理監督責任		1			1
	小計	6	6	3	6	21
警察本部	給与・任用に関する不正					
	一般服務違反	1	1			2
	一般非行	1	4		3	8
	収賄等					
	交通事犯					
	管理監督責任					
	小計	2	5		3	10
合計		9	14	4	10	37

(注) 懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追及するために行う処分を言う。

6 サービスの状況

(1) サービス規律遵守及び倫理の保持に関して講じた施策（令和5年度）

区 分	取 組 内 容
知事部局等	<p>○知事部局</p> <p><綱紀粛正に関する通知等の発出等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・綱紀の厳正保持及び交通安全意識の徹底に関する通知（夏季・年末） <p><全庁特別監察></p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織として不適切な事務処理の防止策が取られているか等の確認を行うため、全庁特別監察を実施（132箇所） <p><静岡県職員不正行為内部通報窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織内部の不正行為等の早期発見及び不祥事件の未然防止を目的とする静岡県職員不正行為内部通報窓口の運用（通報7件） <p><静岡県職員不正行為外部通報窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員による不正行為等の早期発見及び不祥事件の未然防止を目的とする静岡県職員不正行為外部通報窓口の運用（通報23件） <p><倫理相談窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> ・倫理規則の解釈その他法令遵守や職員倫理に係る職員からの相談窓口の運営（相談13件） <p><コンプライアンス委員会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部有識者を構成員とするコンプライアンス委員会の開催（1回） <p><コンプライアンス推進本部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県庁内部のコンプライアンスに係る基本的な方針や制度の企画を行うコンプライアンス推進本部会議の開催（2回） <p><コンプライアンスに係る研修の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属コンプライアンス担当者研修 ・職場OJT担当者研修 ・階層別研修（新任管理監督者、4年次、新規採用、キャリア開発等） ・技術職種職員研修 ・会計年度任用職員任用時研修 ・ハラスメント相談研修 ・ハラスメント防止職員研修（一般職員編） ・コンプライアンスリレー研修（管理監督者及び一般職員編） <p><コンプライアンス推進月間における取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月を「コンプライアンス推進月間」と定め、事務処理チェックシート等による自己点検、近年の事例を基にした「ケースメソッド」から選択したテーマ等による所属コンプライアンス意見交換会及びコンプライアンス検定による知識の再確認などの取組を実施 <p>○企業局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業局コンプライアンス推進要領に基づく各種施策（会議を活用したコンプライアンス研修・定例コンプライアンス研修・企業局長との意見交換会の実施）、各所属への綱紀の厳正保持・交通安全意識の徹底等の通知及び所属長会議等での徹底 <p>○がんセンター局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏期・年末年始等における綱紀の厳正保持及び交通安全意識の徹底に関して関係会議に報告し、院内の掲示板等で同趣旨について周知徹底を行った。 <p>○議会事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・綱紀の厳正保持、交通法規の遵守等、必要に応じて事務局幹部職員会議を通じて職員へ周知徹底を図った。 ・コンプライアンス推進月間では、コンプライアンス検定や職員意見交換会を实

	<p>施し、知識及び意識の向上に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人事委員会事務局及び監査委員事務局 ・綱紀の厳正保持、交通安全意識の徹底、業務上取り扱う個人情報等（業務委託での受託者の取扱いを含む）及び情報資産の適正管理などについて、局内会議の場等において周知徹底を図った。 ・コンプライアンス意見交換会の実施を通じて意識づけを行うとともに、定期的な打合せにより風通しのよい職場づくりに努めた。
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 調査・検査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○通報制度の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員不祥事根絶窓口（22件） ・倫理110番（95件） ・みんなのヘルプ相談窓口（5件） ○内部監察の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・適正な事務執行及び教職員の勤務状況等について内部監察を実施（県立学校10校） 2. 不祥事根絶推進月間（6～7月） <ul style="list-style-type: none"> ○全校種、全校に対し、綱紀の厳正保持に関する指導の徹底、学校として不祥事根絶への取組体制づくり等を通知 ○研修資料「信頼にこたえる」を改訂、全校種、全校へ配布、校内研修での活用を指導 3. コンプライアンス取組強化期間（12～1月） <ul style="list-style-type: none"> ○eラーニングシステムの「アンガーマネジメント研修」の閲覧について周知 ○「教職員のためのハラスメント対応ブック」を利用し、ハラスメントを防止するため、一人一人が自らを振り返るよう啓発 ○eラーニングシステムの「交通安全動画」の閲覧について周知 4. コンプライアンスに係る研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○相談員研修 <ul style="list-style-type: none"> 県立学校、公立小中学校の相談員を対象としてeラーニングで実施 5. その他の取組 <ul style="list-style-type: none"> ○教職員の心身の健康づくりを支援する相談体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員サポートルーム（経験豊かな元教職員が教職員の学校教育活動の悩み相談に応じる。） ・ストレスカウンセリングルーム（臨床心理士等の専門家が教職員の悩み相談に応じる。） ○コンプライアンス通信配布（4～3月） ○「不祥事根絶データベース」の活用 ○臨床心理士活用事業 ○交通事故防止の取組 ○不祥事防止研修 <ul style="list-style-type: none"> 不祥事を起こすに至る行動の類型を分析し、研修資料として提示

警察本部	<p>【監察等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察署に対する計画監察の実施 ・ 本部各課、執行隊、警察署、交番及び駐在所に対する随時監察の実施 ・ 公安委員会に対する監察実施状況及び非違事案等の報告 <p>【指導・教養の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人面接等を通じた身上把握指導 ・ 若手職員を対象とした非違事案防止教養の実施 ・ 部外講師による講演会の実施 ・ 各種教養資料の発出
------	---

(注) 上記の施策は、静岡県職員倫理条例第5条に基づき、併せて公表するものである。以下、(4)、(5)についても同様である。

(2) 職務専念義務の免除

	概 要
免除の対象となる主な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法第35条の職務専念義務は、下記のような場合に免除される。 ア 研修を受ける場合(ただし、県が行う研修を除く。) イ 健康診断を受ける場合 ウ 職員団体の交渉等、特定された活動に従事する場合 エ 風水害、交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合 オ 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所等へ出頭する場合 カ 国や地方公共団体の職員としての職を兼ね、その事務等を行う場合

(注) 免除される場合や免除の期間等は、「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の免除に関する規則」により定められている。

(3) 兼職・兼業の許可件数 (令和5年度) (単位: 件数)

区 分	許可件数	主 な 許 可 事 例
知事部局等	206	大学非常勤講師、非常勤医師、手術応援、スポーツ審判員、事典等の執筆、予備自衛官
教育委員会	4,020	(事務局及び学校以外の教育機関) 問題作成、教材審査、原稿執筆、研究論文選考 (学校) 原稿執筆、学習講座等の講師、スポーツ指導員、PTA が主催する勤務時間外の学習講座等の講師、週休日に実施される国家検定試験等監督・採点業務、勤務時間外における私立大学の非常勤講師、資格養成講座講師など
警察本部	23	部活動等指導者、スポーツ事務局役員、太陽光電気販売、競技審判等
合 計	4,249	

(注1) 上記の許可は、地方公務員法第38条第1項及び教育公務員特例法第17条第1項に基づくものである。

(注2) 各市町の教育委員会が許可をする市町村立学校の教職員を除く。

(4) 倫理監督職員の許可及び承認件数（令和5年度）（単位：件数）

区 分	許可・承認件数	内 容			
		金銭・物品等の贈与	飲食物の提供	講演料・原稿料	その他
知事部局等	0				
教育委員会	0				
警察本部	0				
合 計	0				

(注) 職員が利害関係者から贈与を受ける場合等には、静岡県職員倫理規則第11条第3項又は第13条第1項に基づく倫理監督職員の許可又は承認が必要である。

(5) 管理職員の贈与等報告書提出件数（令和5年度）（単位：件数）

区 分	報告件数	内 容			
		金銭・物品等の贈与	飲食物の提供	講演料・原稿料	その他
知事部局等	48	1	45	2	-
教育委員会	16	2	14	-	-
警察本部	-	-	-	-	-
合 計	64	3	59	2	-

(注) 管理職員（管理職手当が支給されている者）は、事業者等から贈与等（1件5千円を超えるもの）を受けた場合には、静岡県職員倫理規則第15条に基づき、贈与等報告書を任命権者に提出しなければならない。

7 退職管理の状況（令和5年度）

区 分	概 要
知事部局等	<ul style="list-style-type: none"> 改正地方公務員法（H28.4.1施行）、静岡県職員の退職管理に関する条例（H28.4.1施行）及び静岡県退職者の再就職に関する取扱要綱に基づき、再就職者による現役職員への働きかけの規制や、再就職状況の届出の義務付け等を行い、再就職に関する公正性及び透明性を確保している。 同条例に基づき、退職時に課長級以上の職にあった職員については、再就職した者の氏名、退職時の年齢、退職時の補職名、退職日、再就職先の名称及び業務内容、再就職先の地位、再就職日を、毎年8月に公表している。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 改正地方公務員法（H28.4.1施行）、静岡県職員の退職管理に関する条例（H28.4.1施行）及び静岡県教育委員会退職者の再就職に関する取扱要綱に基づき、再就職に関する公正性及び透明性を確保している。 同条例に基づき、8月に教育委員会 HP において、管理職の再就職先等を公表した。
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 退職する職員に対して、再就職情報の届出及び現役職員への働きかけ防止等について指導し、再就職に関する透明性及び公正性を確保している。 静岡県職員の退職管理に関する条例等に基づき、退職時に管理職（地方警務官を除く。）にあった職員については、再就職した者の再就職先を8月に公表している。

8 研修の状況

職員研修の概要等（令和5年度）

区 分	概 要
知事部局等	<ul style="list-style-type: none"> ・「静岡県人材育成基本方針」に基づき、時代の変化に対応した県民本位の生産性の高い行政運営を担う有徳な職員の育成を図るため、研修所研修、職場研修及び派遣研修を実施した。このうち研修所研修においては、新規採用職員研修や新任管理者研修等、職層の役割意識の徹底を図るための基本研修をはじめ、主体的な能力開発を促す選択研修等、延べ4,072人の職員に研修を実施した。 ・17年度に導入した、職員個人の主体性、自律性を尊重した長期人材育成システムである「静岡県キャリア・デベロップメント・プログラム」の一環として実施しているキャリア開発研修の修了者数は、累計で7,868人となった。 ・企業局においては、新任職員研修、技術職員研修、水道技術研修を実施するとともに、外郭団体等が主催する研修へ参加した。 ・がんセンター局においては、医療サービスの提供に関わる共通した認識・目標を醸成し、職種を超えて必要な知識・技術の習得を図るため、院内教育研修委員会が中心となり、静岡がんセンター臨床腫瘍学コース全20回のほか、院内、院外の研修・講習会等に職員等を参加させるなど人材育成に努めた。また、新規採用職員や異動職員に対しては、年度当初3日間で感染対策や医療事故防止などの基礎研修を実施した。 ・議会事務局においては、自治研修所主催の各種研修に加え、新規転入者向けに議会事務局研修会（議会事務局事務の全般の基礎研修）を実施、総務、議事、政策調査課研修として全国都道府県議会事務局職員研修会、13都道府県議会事務局協議会、図書室運営関係では全国図書館等職員専門研修、地方議会図書室等職員研修会へ参加し、事務局職員として必要な知識の習得、資質向上を図った。 ・人事委員会事務局においては、人事委員会の業務を迅速かつ的確・公正に処理できる高度な専門知識を持った職員を育成するため、職場内研修を実施するとともに、外部研修への積極的な参加を促した。 ・監査委員事務局においては、監査委員の業務を迅速かつ的確・公正に処理できる高度な専門知識を持った職員を育成するため、職場内研修を実施するとともに、外部研修への積極的な参加を促した。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会全体のウェルビーイングを目指し、子供たちの他者と協調して新たな価値を創造する力の育成に向けて、生涯を通じて学び続け、子供たちの伴走者として夢の実現へと導く教員を育成するため、「静岡県教員育成指標」、「静岡県校長育成指標」に基づき、キャリアステージに応じた研修を体系的に実施した。 ・具体的には、基礎・向上期の教員を対象とした初任者研修、充実・発展期の教員を対象とした中堅教諭等資質向上研修等の年次別研修を実施するとともに、充実・発展期及び深化・熟練期の教員を対象としてキャリアデザイン研修等を実施した。 ・また、充実・発展期以降の教員を中心に、大学、教職大学院、研究機関、民間企業、在外教育施設等への派遣研修を実施した。 ・研修の運営に当たっては、研修効果の最大化が図られるよう、実施方法の最適化やオンライン研修の拡充、校外研修と校内における実践の往還等により、効果的かつ効率的な実施に努め、研修の充実を図った。
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に職務倫理を保持させ、階級及び職に応じた能力並びに警察実務に関する知識、技能、体力、判断力及び行動力を養成することを目的に、県警察学校、管区警察学校、警察大学校及び科学警察研究所において教養を実施した。 ・このほか、警察本部が主催する研修会や警察署における全員教養、術科訓練等、機会を捉えた各種教養を実施した。

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理体制（令和5年度）

快適な職場環境の実現と職場における職員の安全を確保するため、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、各事業所の業種及び規模に応じて、次のとおり衛生管理者や産業医等を選任するとともに、衛生委員会を設置し、安全衛生管理体制を整備している。

(単位：箇所数)

区 分		知事部局等	教育委員会	警察本部	計
総括安全衛生管理者	選任事業場数	2	1	1	4
衛生管理者	選任事業場数	28	132	33	193
安全衛生推進管理者等	選任事業場数	83	4	13	100
産業医	選任事業場数	30	137	33	200
衛生委員会	設置事業場数	30	132	33	195

(2) 定期健康診断及び特別健康診断の実施状況（令和5年度）

(単位：人、%)

区 分		知事部局等	教育委員会	警察本部	計	
定期健康診断	一般健診 (30歳未満)	対象人員	1,465	1,275	1,599	4,339
		受診人員	1,465	1,275	1,599	4,339
		受診率	100	100	100	100
	成人病検診 (原則30歳以上、成人検査・雇用時健診を含む)	対象人員	1,959	2,463	1,899	6,321
		受診人員	1,958	2,463	1,899	6,320
		受診率	99.9	100	100	100
	指定年齢検診	対象人員	912	1,120	827	2,859
		受診人員	912	1,120	827	2,859
		受診率	100	100	100	100
	人間ドック (35歳以上の希望者)	対象人員	3,251	3,607	2,650	9,508
		受診人員	3,251	3,607	2,650	9,508
		受診率	100	100	100	100
	計	対象人員	7,587	8,465	6,975	23,027
		受診人員	7,586	8,465	6,975	23,026
		受診率	100	100	100	100
特別健康診断（情報機器を除く）		対象人員	1,211	2,416	4,915	8,542
		受診人員	1,190	2,416	4,915	8,521
		受診率	98.3	100	100	99.8
情報機器作業従事者健診	1次健診	対象人員	5,759	—	—	—
		受診人員	5,759	—	—	—
		受診率	100	—	—	—
	2次健診	対象人員	429	—	—	—
		受診人員	388	—	—	—
		受診率	90.4	—	—	—

(注) 特別健康診断とは、労働安全衛生法等に基づき、放射線業務など特定の有害業務に従事する職員を対象に実施する健康診断である。

(3) メンタルヘルス事業の実施状況（令和5年度）

区分	研修名、対象者等	出席者（人）	
知事部局等	管理監督者メンタルヘルス研修会Ⅱ	462	
	新任管理者研修（自学自習）	120	
	新任課長代理研修	71	
	新任監督者研修	164	
	キャリア開発研修Ⅱ	142	
	4年次職員研修	184	
	新規採用職員研修（前期）	246	
	新規採用職員研修（後期）	227	
	メンタルヘルスセミナー	500	
教育委員会	新	小・中学校教員	301
	規	高等学校教員	105
	採	特別支援学校教員	85
	用	事務職員	18
		中堅教諭等資質向上研修（小・中学校）	272
		中堅教諭等資質向上研修（特別支援学校）	81
		小・中学校新任校長	74
		新任副校長、教頭、事務長「新任管理者メンタルヘルス研修」	300
		採用後3年を経過した教職員「若手教職員メンタルヘルス研修」	577
		校長、副校長、教頭、事務長、部主事「職場の安全衛生管理者研修」	630
		県立高等学校新任校長「高校新任校長メンタルヘルス研修」	23
警察本部	管理監督者メンタルヘルス研修会	72	
	中間管理職メンタルヘルス研修会	57	
	メンタルヘルス関係の講義・教養	各階級別昇任者	34
		初任科生・初任補修科生	379
		被災地派遣予定者	9
専科等		247	

※教育行政職員を含む

(4) 健康相談の実施状況（令和5年度）

区分	実施状況
知事部局等	企業局、がんセンター局を含めて計910件の相談があり、相談方法は、面談389件、電話、メール及びオンライン521件であり、相談内容は、医療、精神保健、保健、栄養、職場、病気、家庭等に関することであった。
教育委員会	計1,154件の相談があり、相談方法は面接652件、電話502件であり、相談内容はメンタルヘルス関係が1,031件、メンタルヘルス以外に関するものが123件であった。
警察本部	計2,699件の相談があり、保健師及び公認心理師、管理栄養士、カウンセラーによる巡回健康相談が500件、産業医及び保健師、公認心理師による随時相談が2,199件であり、随時相談(保健師)の相談内容は身体282件、精神保健1,378件、その他13件であった。

(5) 公務災害等の認定状況（令和5年度）

（単位：件数）

区分		知事部局等	教育委員会	警察本部	計
認定	公務災害	46	202	140	388
	通勤災害	21	15	7	43
	計	67	217	147	431

（注） 教育委員会の欄の数値には、政令市以外の市立学校に関する件数を含む。

(6) 共済組合の運営（令和5年度）

区分		短期給付に要する費用	長期給付に要する費用	組合の事務に要する費用	福祉事業に要する費用	組合員数
知事部局等	掛金	3,955,957千円	6,664,699千円	—	101,146千円	11,760人
	負担金	3,558,689千円	10,359,091千円	78,658千円	93,940千円	
教育委員会	掛金	8,633,960千円	16,802,888千円	—	261,242千円	30,434人
	負担金	8,652,722千円	26,282,092千円	153,824千円	261,809千円	
警察本部	掛金	2,105,972千円	4,969,698千円	—	67,514千円	7,448人
	負担金	2,076,115千円	7,512,694千円	62,987千円	68,698千円	

（注） 地方公務員等共済組合法に基づく掛金・負担金

(7) その他の主な福利厚生事業の概要（令和5年度）

区 分	概 要
知事部局等	<p><ライフプラン推進事業> 「静岡県職員等ライフプラン推進計画」に基づき、40歳、54歳及び年度末までに60歳を迎える職員を対象としたライフプラン講習会の開催等により、職員のライフプラン（生涯生活設計）を支援した。</p> <p><被服の貸与> 現業的業務に従事する職員等に対して、「静岡県職員被服等貸与要綱」に基づき作業衣等を貸与し、職員の勤務条件及び業務能率の向上を図った。</p> <p><職員住宅の維持管理等> 県の業務遂行における要因等により職員が入居する職員住宅の管理及び維持補修を行い、職員の職務の安定的な遂行を図るとともに、廃止する職員住宅の処分を行った。令和5年度末における管理戸数は、幹部職員用住宅23戸、世帯用住宅189戸、単身用住宅192戸、合計404戸となっている。</p>
教育委員会	<p>(1) ライフプラン推進事業 「静岡県教職員等生涯生活設計推進計画」に基づき、教職員が在職中から退職後にわたり充実した人生を実現できるよう、経済・健康・生きがいについて、必要性や関心の高いテーマのライフプラン講習会を実施した。</p> <p>(2) 被服の貸与 「静岡県教育委員会被服等貸与要綱」に基づき、現業的業務に従事する教職員等に対して、作業衣等を貸与し、教職員の勤務条件及び業務効率の向上を図った。</p>
警察本部	<p><ライフプラン推進事業> 採用5年目、40歳、50歳及び退職を数年以内に控えた職員を対象とした生活設計、健康及び生きがいをテーマとしたセミナーや、希望者を対象とした住宅、相続、介護及び資産運用に関するセミナーを開催し、職員のライフプラン（生涯生活設計）を支援した。</p>

II 静岡県人事委員会の業務状況の報告について

1 競争試験及び選考の状況

職員の任用については、地方公務員法及び職員の任用に関する規則に基づき、平等取扱いの原則及び成績主義の原則により、競争試験及び選考を行っている。選考は、競争試験と比べ限られた対象者から選考基準（経歴、学歴、知識又は技能等）に基づいて判定し、その実施は任命権者からの請求に基づいて行っている。

令和5年度の競争試験及び選考は、職員の採用、昇任について、次のとおり実施した。

(1) 競争試験による採用

ア 採用試験の実施日程

(数字は令和5年度の月日)

試験の区分	公告日	受 付 期 間	第1次試験		第2次試験	
			試験日	合 格 発表日	試験日	合 格 発表日
大学卒業程度（早期試験）	1. 25	3. 1～ 3. 22	4. 23	5. 12	5. 25～ 5. 31	6. 16
大学卒業程度	5. 12	5. 12～ 5. 26	6. 18	6. 28	7. 11～ 8. 10	8. 25
短期大学卒業程度	5. 12	8. 1～ 8. 24	9. 24	10. 3	10. 17～ 10. 25	11. 6
高等学校卒業程度						
職務経験者		5. 24～ 6. 9	7. 9	7. 28	8. 14～ 8. 21	9. 1
職務経験者（定期外） （農業土木、児童福祉等）	10. 13	10. 16～ 11. 29	12. 10	12. 20	R6. 1. 10 ～1. 12	R6. 1. 26
障害のある方	5. 12	5. 30～ 6. 23	9. 17	9. 27	10. 12～ 10. 17	11. 6
就職氷河期世代		7. 28～ 8. 10	9. 24	10. 3	10. 17～ 10. 25	11. 6

試験の区分		公告日	受付期間	第1次試験		第2次試験	
				試験日	合格発表日	試験日	合格発表日
警察官A (大卒)	一般 (第1回)	3.1	3.1～ 4.5	5.14	5.19	5.27～ 5.28、 6.19～ 6.30	7.14
	自己推薦						
	情報処理						
警察官B (大卒以外)	一般 (第2回)	7.21	7.21～ 8.25	9.17	9.25	10.7～ 10.14、 11.15～ 12.1	12.15
	一般						
	自己推薦						
	情報処理						

イ 採用試験の実施状況

(単位：人、倍)

試験の区分・職種		公募数	申込者数	第1次 受験者数 A	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
大学卒業程度(早期試験)	土木	5	68	49	25	22	20	2.5
	建築	2	17	8	8	8	4	2.0
	薬剤師	2	23	19	16	15	11	1.7
	小計	9	108	76	49	45	35	2.2
大学卒業程度	行政Ⅰ	65	374	285	197	168	94	3.0
	行政Ⅱ	29	255	168	88	81	36	4.7
	小中学校事務	5	24	21	18	18	5	4.2
	警察行政	16	74	52	37	34	22	2.4
	土木	19	35	14	13	12	9	1.6
	農業	12	50	35	33	32	16	2.2
	林業	13	28	24	20	17	14	1.7
	農業土木	12	18	11	11	8	8	1.4
	建築	1	6	4	4	4	1	4.0
	薬剤師	9	10	2	2	2	2	1.0
	保健師	11	16	15	15	15	12	1.3
	栄養士(管理栄養士)(知事部局)	1	8	7	6	6	2	3.5
	心理	8	13	9	7	7	6	1.5
	児童福祉	5	16	16	13	13	7	2.3
	水産	1	13	11	9	8	2	5.5
	電気	2	8	4	3	3	2	2.0
	電気(研究)	1	3	2	2	1	1	2.0
	機械	1	7	5	4	4	1	5.0
	機械(研究)	1	4	4	2	2	1	4.0
	工業化学	4	8	8	8	8	4	2.0
	金属材料	1	4	2	2	2	0	-
	工業デザイン	1	3	3	3	2	1	3.0
	文化財	1	7	5	4	4	1	5.0
	職業訓練指導員(電気)	1	1	1	0	-	-	-
	職業訓練指導員(機械)	1	0	-	-	-	-	-
	職業訓練指導員(情報技術)	2	2	2	2	1	1	2.0
	栄養士(管理栄養士)(静岡県立がんセンター)	2	13	9	9	7	2	4.5
	小計	225	1,000	719	512	459	250	2.9
短大卒業程度	臨床検査技師(知事部局)	1	2	2	2	0	-	-
	診療放射線技師	2	17	16	10	8	2	8.0
	臨床検査技師(県立静岡がんセンター)	1	6	3	3	3	1	3.0
	言語聴覚士	1	1	1	1	1	1	1.0
	司書	2	42	27	9	8	2	13.5
小計	7	68	49	25	20	6	8.2	

(単位：人、倍)

試験の区分・職種		公募数	申込者数	第1次 受験者数 A	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
高校卒業程度	行政	2	37	30	24	20	7	4.3
	小中学校事務	2	27	23	10	9	2	11.5
	警察行政	7	67	63	32	31	17	3.7
	土木	3	3	3	3	3	3	1.0
	小計	14	134	119	69	63	29	4.1
職務経験者	土木	3	11	6	5	4	2	3.0
	保健師	1	3	2	2	1	0	-
	心理	1	0	-	-	-	-	-
	児童福祉	1	7	5	3	3	1	5.0
	医療社会福祉(精神保健福祉士)	1	6	5	5	4	1	5.0
	学芸員	1	4	4	2	2	1	4.0
	臨床検査技師(生理検査)	1	1	1	1	1	1	1.0
	臨床検査技師(病理検査)	1	4	4	4	4	1	4.0
	理学療法士	1	3	2	2	1	1	2.0
	栄養士(管理栄養士)	1	6	6	6	5	1	6.0
	研究員(がん免疫治療)	1	1	1	1	1	1	1.0
	小計	13	46	36	31	26	10	3.6
	農業土木(定期外)	6	1	0	-	-	-	-
	児童福祉(定期外)	1	6	3	3	3	1	3.0
機械(定期外)	1	3	2	2	2	1	2.0	
栄養士(管理栄養士)(定期外)	1	3	2	2	2	1	2.0	
小計	9	13	7	7	7	3	2.3	
障害のある方	行政	4	35	25	22	19	4	4.2
	小中学校事務	1					1	
	警察行政	1					1	
	小計	6	35	25	22	19	6	4.2
就職氷河期世代	行政	3	90	59	34	34	9	6.6
	小中学校事務	1	17	13	9	8	1	13.0
	警察行政	1	12	7	7	7	1	7.0
	小計	5	119	79	50	49	11	7.2

(単位：人、倍)

試験の区分・職種			公募数	申込者数	第1次 受験者数 A	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B		
警察官	A	一般 (第1回)	男性	83	306	215	205	176	90	2.4	
			女性	15	104	82	79	64	29	2.8	
		自己推薦	男性	2	8	7	7	7	4	1.8	
			女性	2	7	4	3	3	3	1.3	
		情報処理			2	3	2	2	2	1	2.0
		一般 (第2回)	男性	10	115	73	64	52	8	9.1	
			女性	2	34	19	16	13	3	6.3	
	A 計			116	577	402	376	317	138	2.9	
	B	一般	男性	63	277	226	211	187	80	2.8	
			女性	14	76	64	58	53	18	3.6	
		自己推薦	男性	2	4	3	3	3	1	3.0	
			女性	2	4	4	4	4	0	-	
		情報処理			2	2	0	-	-	-	-
	B 計			83	363	297	276	247	99	3.0	
小 計			199	940	699	652	564	237	2.9		
合 計			487	2,463	1,809	1,417	1,252	587	3.1		

(2) 選考による採用

競争試験によることが適当でない場合などは、任命権者からの選考請求に基づき人事委員会が選考している。

<採用選考の実施状況>

(単位：人)

選考の区分	任 命 権 者				計
	知 事	がんセンター 事業管理者	教育委員会	警察本部長	
本庁の部長、局長等に相当する職	3				3
本庁の課長等に相当する職	14	5	1		20
警 視 の 職				4	4
競争試験によることが適当 でないとした職	37	79		33	149
計	54	84	1	37	176

(3) 昇任試験及び昇任選考による昇任

職員の昇任は、任命権者が、職員の人事評価、受験成績その他の能力の実証に基づき行っている。

なお、警察官における警部、警部補及び巡査部長への昇任については、昇任試験及び昇任選考を行っており、実施に関する事務は警察本部長に委任している。

<警察官昇任試験の実施状況>

(単位：人、倍)

試験の区分	申込者数	受験者数 A	合格者数 B	倍 率 A/B
警 部	1,105	1,100	36	30.6
警 部 補	1,366	1,348	75	18.0
巡 査 部 長	1,498	1,482	101	14.7

<昇任選考の実施状況> (単位：人)

選考の区分	昇任者数
警 部	0
警 部 補	0
巡 査 部 長	0

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、県議会と知事に対して、令和5年10月13日に職員の給与等について、次のとおり報告及び勧告を行った。

(1) 公民給与の比較

(月例給) 公民較差 0.84% 3,169円 (行政職：令和5年4月現在)
(特別給) 公民較差 民間事業所の支給割合 4.50月 (職員 4.40月を0.10月上回る)

(2) 報告及び勧告の内容

ア 令和5年の給与改定

(ア) 月例給 (給料表)

行政職給料表は、人事院勧告における国家公務員の俸給表の改定を考慮して改定

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ大卒程度試験に係る初任給を10,700円、高卒程度試験に係る初任給を12,000円引上げ

これを踏まえ、若年層に重点を置き、全ての級・号給の給料月額を引上げ改定

その他の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に改定

医師・歯科医師に対する初任給調整手当は、医療職給料表(1)の改定を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、引上げ改定

(イ) 特別給 (ボーナス)

民間の支給割合との均衡を考慮し、年間4.40月から4.50月に引上げ

(ウ) 実施時期

a 月例給 (給料表) 令和5年4月1日

b 特別給 (ボーナス) 令和5年12月1日

イ その他の給与改定

(ア) 獣医師に対する初任給調整手当の新設

本県における獣医師の採用が困難な状況や、他団体における獣医師に対する初任給調整手当の支給状況を踏まえ、令和6年度から獣医師に対する初任給調整手当を新設。月額30,000円を超えない範囲内の額を、採用日から15年以内の期間において支給する。

(イ) 通勤手当

通勤手当の支給限度額 (月額75,000円) を超えて通勤費用を負担している職員が増加している状況や、県内交通機関の運賃値上げの状況等を総合的に勘案し、令和6年度から通勤手当の支給限度額を月額80,000円に引上げる。

(ウ) 在宅勤務等手当の新設等 (報告)

人事院は、在宅勤務等手当の新設及び通勤手当の調整について、令和6年度からの実施を勧告。法改正により、地方公務員に係る在宅勤務等手当が新設された場合は、本県も、国に準じて、在宅勤務等手当の新設及び通勤手当の調整を行うことが適当である。

ウ 会計年度任用職員の給与改定等

会計年度任用職員の給与改定は、国通知を踏まえ、常勤職員の給与改定に準じて改定することを基本とし、本県の実情を考慮して、任命権者が適当と認める日から実施。また、勤勉手当の新設は、国通知を踏まえ、常勤職員の勤勉手当に準ずることを基本とし、令和6年度から実施する。

エ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等 (給与制度のアップデート)

人事院は、令和6年に向けて給与上の措置を検討する事項について報告した。本県も、国と同様に、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等を進めていく必要があることから、国等の状況を注視しつつ、令和6年に向けて給与上の措置について検討していく。

オ 職員の勤務条件等に関する諸課題及び対応

(ア) 人材の確保

民間との人材獲得競争が激化する中、行政を担う人材を安定的・継続的に展開していくための人材を確保するため、就業希望者の目線に立った取組を進めることが重要であることから、本委員会

は、人材の確保が困難な専門職種に関する採用試験の改善や応募手続のオンライン化など受験しやすい体制を構築していく。また、職員と就業希望者との対話を重視した広報活動等の取組を拡充することにより、人材の確保を図っていく。

(イ) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

公務を担う人材を確保し、安定的・継続的に質の高い行政を展開していくためには、本県職員のワーク・ライフ・バランスを実現することが極めて重要であることから、過度な時間外労働の是正、教職員の多忙化の解消、子育て支援及び介護支援等の充実、多様な働き方の実現を求める。

(ウ) 職員の心身の健康の保持・増進

職員がその能力を十分に発揮し、質の高い行政を継続していくためには、職員の心身の健康の保持・増進を図ることが必要であることから、心の健康づくりの推進及びハラスメント防止対策の推進を求める。

(エ) 障害者雇用等に関する取組

県教育委員会には、速やかに法定雇用率を達成することを求める。任命権者には、障害のある職員への支援や所属職員に対する研修の充実等により、障害のある職員が長く定着し活躍できる職場づくりに取り組むことを求める。

(オ) 公務に対する信頼の確保

任命権者及び管理職には、職員に対して、コンプライアンスの徹底を図り、県政に対する県民の信頼を確保することを求める。

<報告・勧告に当たっての参考指標>

民間給与の支給状況		労働経済指標 前年同月比(4月)		標準生計費		公民給与の較差 (行政職給料表関係 R5. 4. 1)			
ボーナス (特別給)	給与改定	民間給与 〔厚生労働省・毎月勤労統計調査〕	物価 (消費者物価)	4人世帯 (4月)	前年 同月比	民間 給与 (A)	職員 給与 (B)	較差 (A)-(B)	平均 年齢
		%	%	円	%	円	円	円	歳
4. 50 月分	ベースアップ の 実 施 一般従業員 62.8% 管 理 職 (課長級) 52.0%	静岡県 △0.02	静岡市 3.9 浜松市 3.8	静岡市 219,306 浜松市 210,295	静岡市 △0.08 浜松市 △1.02	381,474	378,305	3,169 (0.84%)	42.4

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第46条の規定による措置の要求について、令和5年度に、職員としての身分を喪失したことから1件の却下を決定したほか、要求事項が勤務条件に該当しないとして3件の不受理を決定した。

要求年月日	事案名	措置請求の内容	決定年月日	結果
R5. 1. 27	令和5年不受理事案①	重点指導対象者指定の判断基準の明確化 など	R5. 5. 10	却下 (不受理)
R5. 2. 13	令和5年(措)第1号事案	勤務実態に見合った賃金の支給 など	R5. 5. 10	却下 (受理)
R5. 3. 26	令和5年不受理事案②	人事異動による不安等の払拭のための当局への対応要求	R5. 5. 24	却下 (不受理)
R5. 10. 19	令和5年不受理事案③	文書の提出を当局に求め開示することなど	R6. 1. 23	却下 (不受理)

4 不利益処分に関する審査請求の状況

地方公務員法第49条の2の規定による審査請求について、令和5年度に1件の裁決を行った。

請求年月日	事案名	審査請求の内容	裁決年月日	結果
R3.6.24	令和3年(審) 第2号事案	懲戒減給処分を受けた職員が、処分の取 消しを求めたもの	R6.3.28	処分 承認